

ぶんきょうの環境

平成 19 年度版

(平成 18 年度 事業内容)

平成 20 年 2 月

(文 京 区)

目次

I 総説

1. 文京区の概要	3
(1) 自然的背景	3
(2) 歴史的背景	3
(3) 人口推移	3
(4) 産業	3
(5) 道路	3
2. 環境行政のあらまし	4
(1) 事業概要	4

II 苦情の現状

1. 苦情処理の考え方	6
2. 受付の状況	6
3. 処理の状況	6
4. 空き地の管理	6

III 大気汚染の現状と対策

1. 大気汚染の現状	8
2. 大気汚染調査の概要	9
3. 一般環境大気測定結果	9
(1) 窒素酸化物 (NO _x)	9
(2) オキシダント (O _x)	12
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)	14
4. 沿道環境大気測定結果	15
(1) 窒素酸化物 (NO _x)	15
(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)	19
5. 大気汚染対策	20
(1) 窒素酸化物	20
(2) オキシダント	20
(3) 浮遊粒子状物質	20
(4) 二酸化硫黄	21
(5) 一酸化炭素	21
(6) その他の大気汚染物質	21

IV 神田川の水質

1. 神田川の概略	22
2. 水質調査 (神田川水系合同水質調査)	22

V 自動車騒音

1. 騒音の現状	23
2. 防止対策	23

VI 公害防止のための規制指導

1. 騒音・振動規制法の基づく規制・指導	
(1) 特定施設	24
(2) 特定建設作業	24
2. 東京都環境確保条例に基づき規制・指導	
(1) 工場	25
(2) 指定作業場	25
(3) 指定建設作業	25
(4) アスベスト飛散防止対策	25
(5) 深夜営業騒音の禁止	25
(6) 日常生活	25
(7) 化学物質の適正管理	25
(8) 地盤沈下対策	25
3. 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱に基づき指導	25

VII その他の環境対策

1. 光化学スモッグ対策	27
(1) 光化学スモッグ緊急時の連絡体制	27
(2) 東京都全域の光化学スモッグ発令状況の概要	27
(3) 文京区 (区西部地域) の発令状況	28
2. 啓発・広報活動	30
(1) 「ぶんきょうの環境」の発行	30
(2) 「公害のしおり」の作成	30
(3) 区の広報紙等による PR	30
(4) ポスターコンクール	30

(5) 環境月間推進事業	-----	30	-----	43	
(6) 親子環境教室	-----	31	(8) 小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱（東京都環境確保条例）	-----	43
(7) 歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発事業	-----	32	(9) 有害ガス規制基準（東京都環境確保条例）	-----	44
3. 東京都環境影響評価条例	-----	33	2. 水質	-----	45
(1) 条例の目的	-----	33	(1) 環境基準（環境基本法）	-----	45
(2) 主な特色	-----	33	3. 騒音	-----	48
(3) 対象事業	-----	33	(1) 環境基準（環境基本法）	-----	48
4. 環境基本計画	-----	34	(2) 特定工場等規制基準（騒音規制法）	-----	48
(1) 環境基本計画の構成	-----	34	(3) 工場・指定作業場規制基準（東京都環境確保条例）	-----	49
(2) 基本理念	-----	34	(4) 日常生活に適用する規制基準（東京都環境確保条例）	-----	50
(3) 望ましい環境像	-----	34	(5) 特定建設作業勧告基準（騒音規制法）	-----	51
(4) 10の重点施策の推進	-----	34	(6) 指定建設作業勧告基準（東京都環境確保条例）	-----	52
(5) 環境ネットワーク会議から環境ネットワーク・文京の設立へ	-----	34	(7) 自動車騒音の限度（騒音規制法）	-----	53
5. 低公害車	-----	35	4. 振動	-----	54
6. 土壌汚染	-----	35	(1) 特定工場等の規制基準（振動規制法）	-----	54
7. 地球温暖化対策実行計画	-----	35	(2) 工場等の規制基準（東京都環境確保条例）	-----	54
(1) 計画の内容	-----	35	(3) 道路交通振動の要請限度値（振動規制法）	-----	54
(2) 温室効果ガスの排出状況等	-----	35	(4) 特定建設作業勧告基準（振動規制法）	-----	55
(3) 温室効果ガスの排出抑制に間接的に資する取組状況	-----	36	(5) 指定建設作業勧告基準（東京都環境確保条例）	-----	56
8. 第2次文京区地球温暖化対策実行計画	-----	38	5. 土壌	-----	57
(1) 温室効果ガスの出量の削減目標	-----	38	6. 地盤沈下	-----	58
(2) 温室効果ガスの排出抑制に間接的に資する取り組みの目標	-----	38	(1) 建築用地下水揚水基準（建築用地下水の採取の規制に関する法律）	-----	58
VIII 資料					
1. 大気	-----	40	(2) 地下水揚水規制（東京都環境確保条例）	-----	58
(1) 環境基準（環境基本法）	-----	40	7. 深夜営業・作業	-----	58
(2) 燃料規制基準（東京都環境確保条例）	-----	41			
(3) アスベスト（石綿）	-----	41			
(4) ダイオキシン類の環境基準	-----	42			
(5) 排出ガスのダイオキシン類排出基準	-----	42			
(6) 排水のダイオキシン類排出基準	-----	42			
(7) ダイオキシン類に係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準（大気汚染防止法）					

I 総説

1. 文京区の概要

(1) 自然的背景

文京区は、東京 23 区のほぼ中央に位置しており、南部は神田川をへだてて千代田区、東部は台東区、北東部は荒川区、北部は北区、北西部から西部にかけては豊島区、さらに南西部は新宿区に接している。

面積は約 11.31 k m²、周囲は約 21km、南北約 4 km、東西約 5 km である。

文京区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置し、五つの台地と五つの低地により構成されている。この台地と低地との間には、多くの由緒ある坂が分布し、団子坂など名のある坂は 100 を越える。台地はおおむね住宅地であり、低地は商工住の混在した地域となっている。

(2) 歴史的背景

江戸時代になると、武家・大名の屋敷町として、また寺社の町として栄えた。そして、その跡地は、現在でも比較的緑に恵まれた地域として、文京区の豊かな環境づくりの基盤となっている。

明治・大正期に入ると都心の近代化が進み、学校群が作られた。そして、文人・学者が多く居住する町となり、今日の文教の町が形成されたといえる。

(3) 人口推移

文京区の人口推移をみると、明治初期に 8 万人程度であったが、関東大震災を経ながらも発展を続け、昭和 15 年には 30 万人に達したが、第二次世界大戦の戦火によって、昭和 20 年には 9 万 2 千人まで激減した。昭和 38 年には戦後のピークである 25 万 9 千人までになった。このときを境として人口はドーナツ化現象の影響を受けはじめ、年々減少したが、平成 11 年からは都心回帰現象により再び増加しはじめた。

また、平成 12 年の昼間人口は 342,603 人、夜間人口は 175,872 人で、昼夜間人口比は約 200%となり、ややオフィス化している。

なお、平成 18 年 4 月 1 日現在の人口は 181,407 人となっている。

(4) 産業

文京区の用途地域の分布をみると、住居地域（住居専用地域を含む）が区全体のほぼ 6 割を占め、続いて商業地域（近隣商業を含む）、準工業地域となっている。

工業面では、区内工場の 74.5%を印刷製本同関連産業が占め、しかも、その多くが後楽・小石川・白山・水道・関口地区に集中しており、文京区の文化産業の町としての特色を示している。しかし、これらの工場はほとんどが小規模企業であり、加えて、工場が住宅・商店と混在しているため、騒音・振動・悪臭などの苦情が出やすい形態となっている。

(5) 道路

文京区には、本郷通り・白山通り・春日通りなどの主要幹線道路が錯綜し、交通量も多い。そして、これによる排出ガスや騒音・振動が、起伏に富んでいる地形と相まって、幹線道路の沿道住民に影響を与えている。

2. 環境行政のあらまし

(1) 事業概要

環境対策課における環境関係の事業は、法律や都の条例で委任された事務と、区独自に行う事務に大別される。

委任事務としては工場・事業場等の公害発生源に対する規制・指導であり、区独自の事務としては、各種環境調査・環境教室等啓発事業の実施、広報等が主なものである。環境対策課における事務事業の概略は以下のとおりである。

① 環境基本計画の推進

平成 11 年 3 月に策定した「文京区環境基本計画」に基づき、区民、事業者、区が協働し、パートナーシップ体制のもとに重点施策を中心とした施策を進めることで、住みよい環境の創造、保全、改善に努めている。

② 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画を策定し、区の事務事業の実施に際して、温室効果ガス排出等の削減目標を定め、様々な取組みを行い、地球温暖化対策を推進している。

③ 公害発生源対策

ア 工場の設置又は変更の認可及び監査指導

イ 指定作業場（自動車駐車場・洗車場・ガソリンスタンド・材料置場など）の設置・変更届出の受理及び監査指導

ウ 特定工場等（金属加工機械・空気圧縮機・印刷機械など特定施設を有する工場・事業場）の騒音・振動規制及び指導。

エ 特定建設作業（くい打機・びょう打機・さく岩機・空気圧縮機などを使用する作業）の騒音・振動規制及び指導。

オ 商業宣伝その他拡声機の使用制限及び日常生活に伴う騒音・振動などの規制及び指導。

④ 公害にかかわる苦情等の処理

騒音・振動・悪臭などの苦情申立を受けた場合は、ただちにその実態を調査し適切な改善指導を行っている。

⑤ 建築物の解体工事の事前周知等に関わる指導

建築物の解体工事に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図るため、要綱に基づき指導を行っている。

ア 建築物の解体工事に係る事前周知に関する標識設置

イ 近隣説明会等の実施・報告

ウ アスベストが使用されていることが判明した場合の除去計画の報告

⑥ カラス対策

カラス対策の一環として、カラスの巣撤去に対して助成を行なっている。

⑦ 歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発

受動喫煙防止、道路歩行上の安全確保及び地域環境美化の観点から歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発を行なっている。

⑧ 啓発広報活動

区民の環境問題意識の高揚を図り、環境保全に対する理解と協力を得るため、環境学習、区報への周知掲載など各種啓発活動に取り組んでいる。

⑨ 公害関係事故及び緊急時の措置

事故などがあつた場合、直ちに現場に行き緊急対応措置を指示するとともに、原因の把握に努め的確な情報を関係機関へ連絡すると同時に公表による注意喚起を行っている。また、光化学スモッグ注意報などの発令時には、速やかに区民への周知を行っている。

⑩ 相談指導

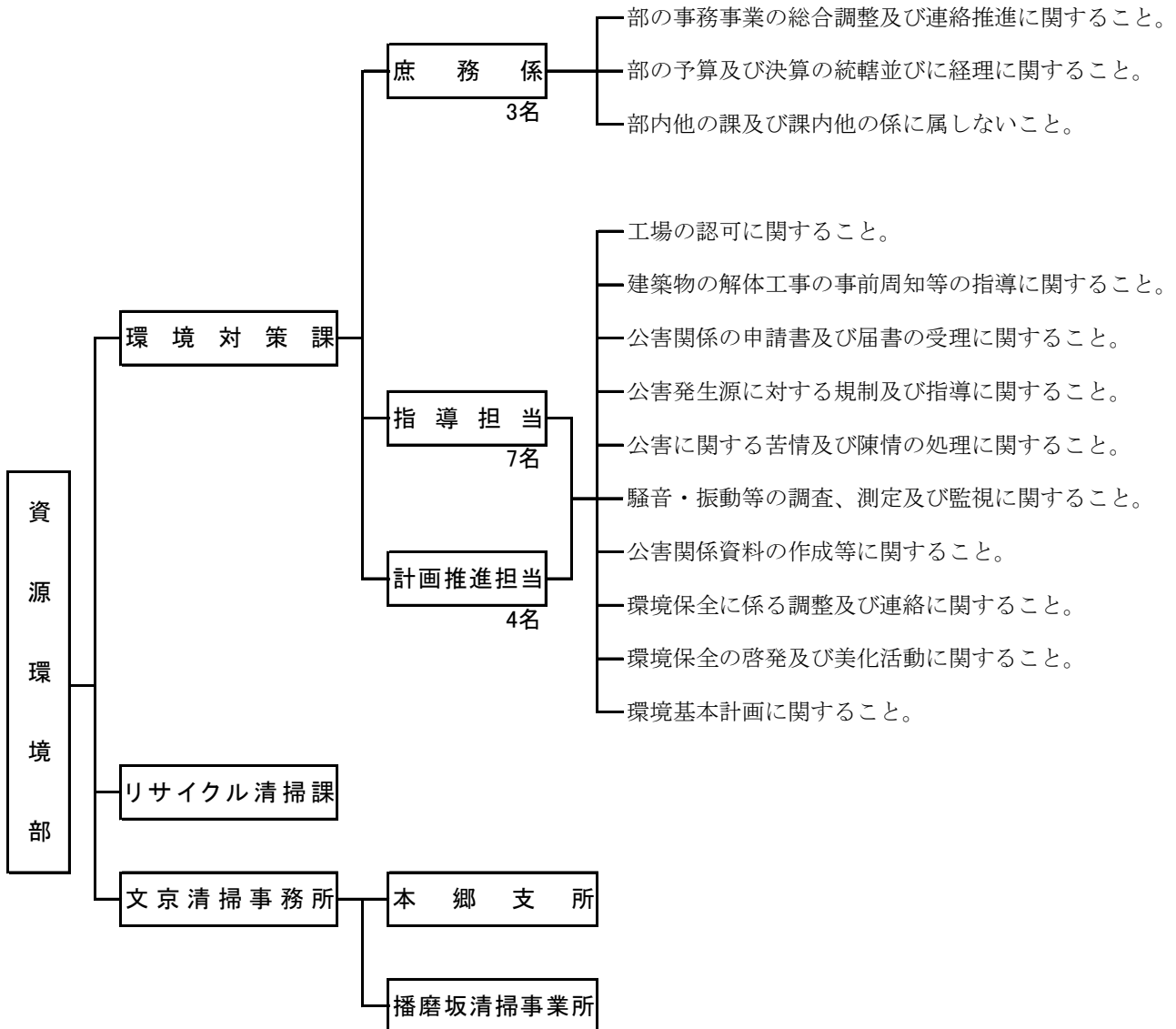
工場設置認可申請等に係る事前相談、公害防止についての技術的指導、あるいは規制基準のない公害についての相談指導などを行っている。

なお、区内の中小企業者に対する、公害防止の設備改善の融資あっせんは、経済課で行っている。

⑪ 資料提供及び資材の貸出し

区民が直接騒音公害の実態を把握し、公害に対する理解を深めるための一助として、騒音計の貸出しを行っている。

第 I - 1 図 資源環境部組織図



Ⅱ 苦情の現状

1. 苦情処理の考え方

区には公害に関する様々な苦情・相談が寄せられる。区では、公害による被害を解消・軽減し、区民の良好な生活環境を守っていくため、個々の事例にきめ細かく対応している。

苦情の解決のためには、被害申立者と対象者の主張を十分に聴取し、現場調査により実態を正確に把握した上で、適切な解決策を図るようにしている。

2. 受付の状況

平成18年度に受け付けた苦情件数は156件であった。発生源別で見ると、建設作業と一般(近隣公害)が大半であった。用途地域で見ると、商業地域が最も多く、次いで住居地域、準工業地域となっている。更に、現象別では、騒音に対する苦情が最も多かった。

なお、公害や環境関係の法律や条例などによる規制・指導が難しい相談も多く寄せられ、5～6月の時期にはカラスやハトに関する相談が多い。

3. 処理の状況

区では、苦情の処理に際して原因を究明し、できるだけ早く、申立者、対象者双方の理解が得られるように公害防止上適切な改善指導を行い、解決をはかるよう努力している。苦情の内容はきわめて多様で、解決に至るまで長時間を要するものも多い。

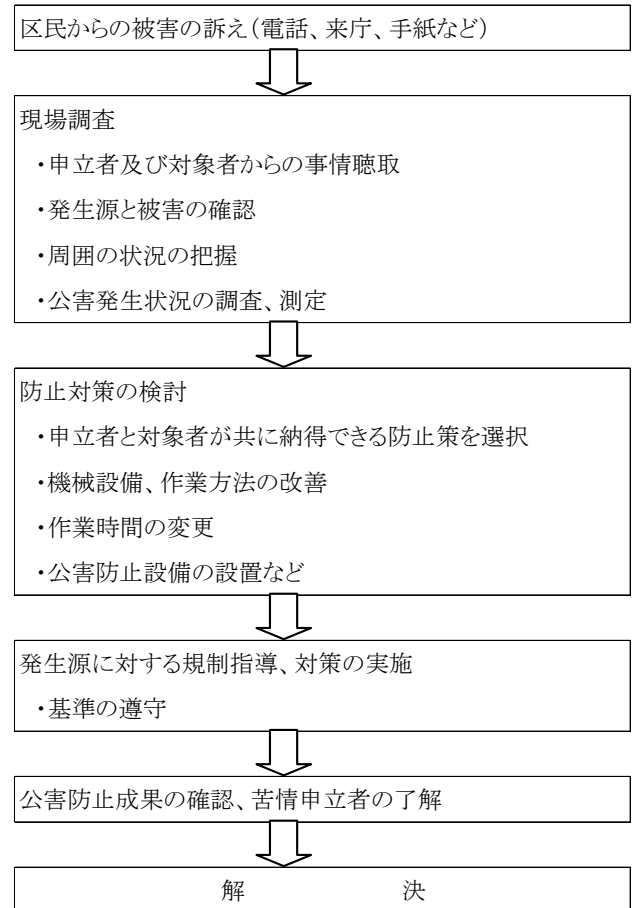
苦情の中で最も多い建設作業については、建設業者に対し事前に近隣に対し十分な説明を行い騒音や振動をできる限り低くおさえるように指導している。また、一般(近隣公害)は、日常的な生活活動に伴い発生するものであり、解決は当事者同士が話し合うことが基本となる。

区では、このような苦情の円滑な解決を図るため仲介者の役割を果たすとともに情報や技術の提供にも務めている。

4. 空き地の管理

空き地の雑草対策は、住民からの苦情申し立てにより現場を調査し、空き地の所有者又は管理者に対して除草するよう指導している。

第Ⅱ-1図 苦情処理の流れ



第Ⅱ-1表 苦情各種種別・年度別受付件数

	種 別	18 年 度	17 年 度	16 年 度	15 年 度	14 年 度
発生源別	工 場	11 (7.1)	5 (4.1)	4 (3.9)	5 (4.9)	11 (14.5)
	指 定 作 業 場	4 (2.6)	0 (0.0)	1 (1.0)	6 (5.9)	6 (7.9)
	建 設 作 業	87 (55.8)	58 (47.9)	59 (57.8)	33 (32.4)	22 (28.9)
	一 般	54 (34.6)	58 (47.9)	38 (37.3)	58 (56.9)	37 (48.7)
	計	156 (100.0)	121 (100.0)	102 (100.0)	102 (100.0)	76 (100.0)
用途地域別	低 層 住 居	10 (6.4)	7 (5.8)	5 (4.9)	3 (2.9)	3 (3.9)
	中 高 層 住 居	29 (18.6)	18 (14.9)	8 (7.8)	14 (13.7)	12 (15.8)
	住 居	31 (19.9)	21 (17.4)	22 (21.6)	20 (19.6)	18 (23.7)
	近 隣 商 業	28 (17.9)	17 (14.0)	15 (14.7)	24 (23.5)	15 (19.7)
	商 業	35 (22.4)	38 (31.4)	39 (38.2)	29 (28.4)	18 (23.7)
	準 工 業	23 (14.7)	20 (16.5)	13 (12.7)	12 (11.8)	10 (13.2)
	計	156 (100.0)	121 (100.0)	102 (100.0)	102 (100.0)	76 (100.0)
現象別	ば い 煙	10 (5.6)	11 (8.5)	5 (4.2)	7 (5.9)	12 (13.8)
	粉 じ ん	11 (6.1)	4 (3.1)	6 (5.1)	3 (2.5)	4 (4.6)
	有 害 ガ ス	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.8)	0 (0.0)
	悪 臭	19 (10.6)	19 (14.7)	15 (12.7)	16 (13.6)	19 (21.8)
	汚 水	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	騒 音	83 (46.1)	57 (44.2)	63 (53.4)	59 (50.0)	30 (34.5)
	振 動	35 (19.4)	23 (17.8)	20 (16.9)	20 (16.9)	12 (13.8)
	土 壌 汚 染	0 (0.0)	1 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	そ の 他	22 (12.2)	14 (10.9)	9 (7.6)	12 (10.2)	10 (11.5)
	計	180 (100.0)	129 (100.0)	118 (100.0)	118 (100.0)	87 (100.0)

一発生源について二現象にわたる場合は、それぞれのカ所に一件数として含める。

第Ⅱ-2表 現象別苦情受付詳細

現象		ば	粉	ガ	悪	汚	騒	振	土	そ	計
発生源別		い	じ	ス	臭	水	音	動	壌	の	
		煙	ん						汚	他	
工場	印刷関連				4		6				10
	金属加工										0
	その他				2		2	1			5
	計	0	0	0	6	0	8	1	0	0	15
指定作業場	クリーニング										0
	その他	2			2		1				5
	計	2	0	0	2	0	1	0	0	0	5
建設作業	解体		7		1		19	25		8	60
	建設工事		4		1		30	7			42
	その他						4	2			6
	計	0	11	0	2	0	53	34	0	8	108
一般	空調機										0
	換気扇						3				3
	カラオケ						2				2
	下水										0
	雑草									13	13
	排気ガス										0
	その他	8			9		16			1	34
計	8	0	0	9	0	21	0	0	14	52	
合計	10	11	0	19	0	83	35	0	22	180	

Ⅲ 大気汚染の現状と対策

1. 大気汚染の現状

私たちを取りまく空気（大気）は生物の呼吸に必要（酸素）なだけでなく、宇宙からの有害な電磁波から身を守ったり（オゾン層）、地球の熱収支のバランスをとったり（温室効果）と人類の生存にはかかせないものである。

現在、大気汚染が問題になっていることは人類の活動が活発になることにより、①有害な物質を大気に放出して地域的に健康被害を与えてしまうこと、②特定の作用を持つ物質が大量に大気中に排出されて、地球規模で生物の生存環境などを変化させてしまうことに分けられる。

前者の歴史は古く、かつては公害と呼ばれ高度成長に伴い健康被害が出ていた。大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがあり、それぞれに環境基準が設定されている。

現在の状況は二酸化硫黄、一酸化炭素は以前から環境基準値を達成して問題はなく、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンも環境基準は達成されている。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は平成15年10月からの条例によるディーゼル車の排出ガス規制や自動車NO_x・PM法により改善傾向にある。

一方、地球全体の大気環境に影響を与え、気象変動などを引き起こすとされる大気汚染が大きな問題となっている。

その一つが地球温暖化現象である。原因となるのは、二酸化炭素、フロン類、メタン、亜酸化窒素、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六ふっ化硫黄）などの温室効果ガスの大気中濃度の増加である。これらの温室効果ガスに関し、1997年12月京都における気候変動枠組み条約締約国会議において先進各国の削減目標が定められた。

有害な紫外線が地球表面に達するのを防いでいるオゾン層の破壊も大きな問題である。オゾン層破壊の結果、南極ではオゾン濃度が極端に低くなるオゾンホールが発生

が毎年観察されている。オゾン層破壊の原因は、冷蔵庫や空調機の冷媒に用いられるフロンガス（CFCとも呼ばれる）や消火剤として用いられるハロンガスなどである。これらのガスの製造や、これらのガスを用いた製品の製造はすでに国際的に規制されているが、現在使用中の一部の冷蔵庫や空調機などの中には残されている。

全地球規模ではないが、国を超えて被害を及ぼす（湿性）大気汚染として酸性雨がある。酸性雨の原因は、二酸化硫黄や窒素酸化物という大気汚染物質であり、これらが環境中で水分を得て硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、高い酸性度（低いpH値）を示す。これらの汚染物質はジェット気流などにより移送され、国境を越えて広域に被害を与えている。我が国周辺では経済発展著しい中国からの影響が憂慮されている。

2. 大気汚染調査の概要

文京区を代表する大気汚染調査のため、本駒込北寿会館に一般環境大気測定局（文京区本駒込測定局）が設置されていたが、寿会館廃止に伴い平成 17 年度を以って測定を休止している。従って平成 18 年度の測定はされていない。

また、大塚三丁目に自動車排出ガス測定局（文京区春日通り大塚測定局）を設置し、自動車（移動発生源）による沿道大気汚染の調査を常時測定で行っている。

3. 一般環境大気測定結果

月平均値と経年度変化で示した。

(1) 窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物のうち一酸化窒素と二酸化窒素について測定を行っている。一酸化窒素よりも二酸化窒素がより毒性が強く、喘息や慢性気管支炎等の呼吸系疾患の原因とされている。測定方式は化学発光法（乾式）である。

①一酸化窒素（NO）

（Ⅲ－1・4 図、Ⅲ－1・4 表）

②二酸化窒素（NO₂）

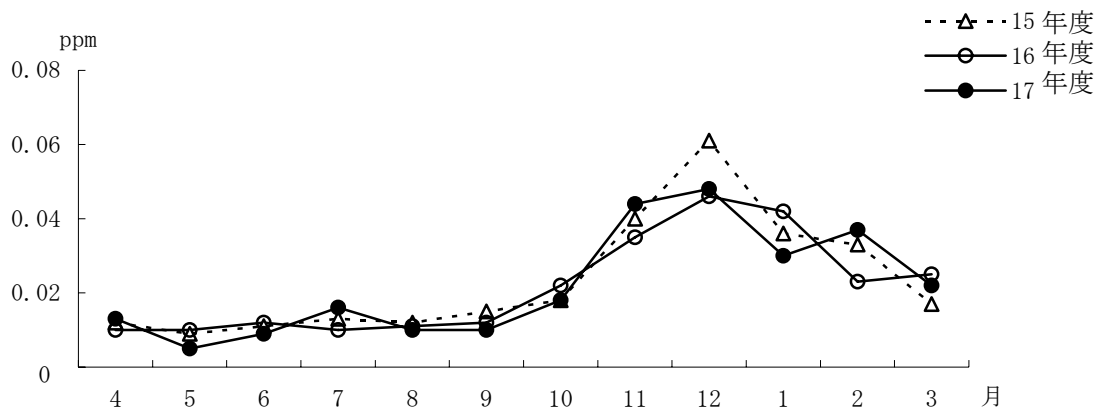
東京都の一般測定局全局においては平成 16 年度から 3 年連続で環境基準を達成した。

（Ⅲ－2・5 図、Ⅲ－2・5 表）

③窒素酸化物（NO_x）

（Ⅲ－3・6 図、Ⅲ－3・6 表）

第Ⅲ－1図 一酸化窒素濃度月平均値

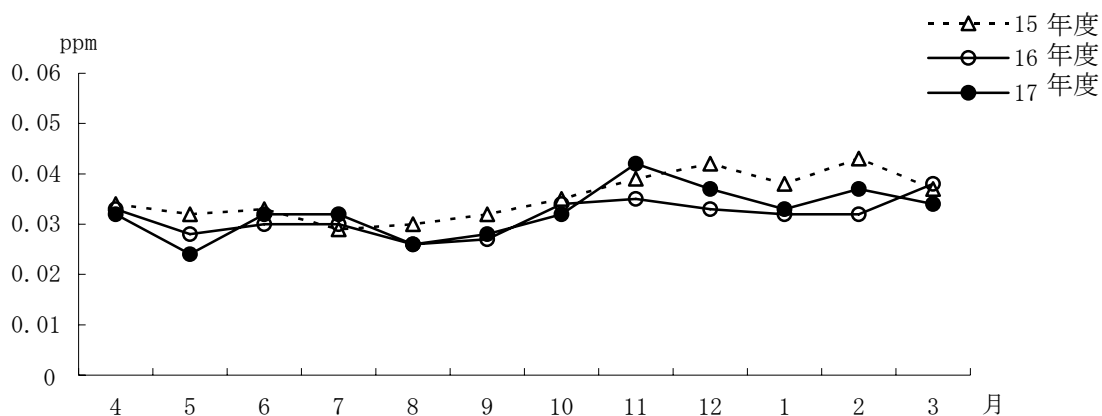


第Ⅲ－1表 一酸化窒素濃度月平均値

単位：ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
15	0.012	0.009	0.011	0.013	0.012	0.015	0.018	0.040	0.061	0.036	0.033	0.017	0.023
16	0.010	0.010	0.012	0.010	0.011	0.012	0.022	0.035	0.046	0.042	0.023	0.025	0.022
17	0.013	0.005	0.009	0.016	0.010	0.010	0.018	0.044	0.048	0.030	0.037	0.022	0.022

第Ⅲ-2図 二酸化窒素濃度月平均値

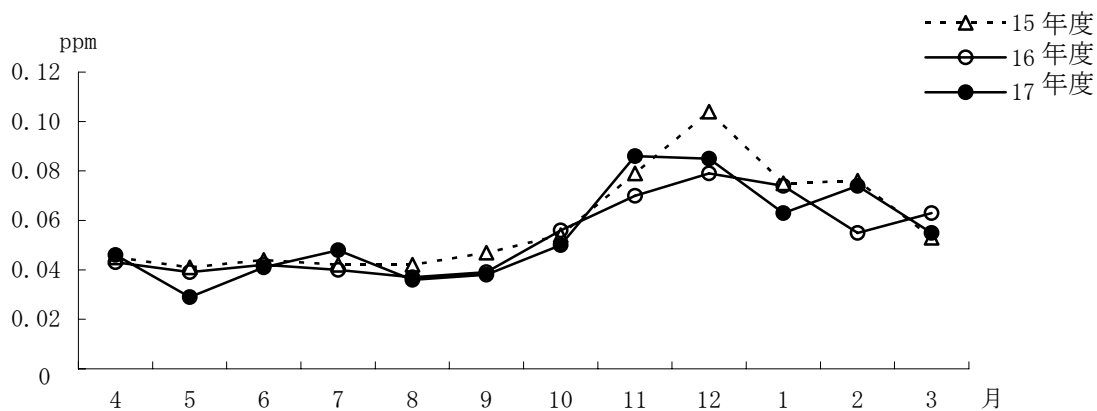


第Ⅲ-2表 二酸化窒素濃度月平均値

単位：ppm

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
15	0.034	0.032	0.033	0.029	0.030	0.032	0.035	0.039	0.042	0.038	0.043	0.037	0.035
16	0.033	0.028	0.030	0.030	0.026	0.027	0.034	0.035	0.033	0.032	0.032	0.038	0.032
17	0.032	0.024	0.032	0.032	0.026	0.028	0.032	0.042	0.037	0.033	0.037	0.034	0.032

第Ⅲ-3図 窒素酸化物濃度月平均値

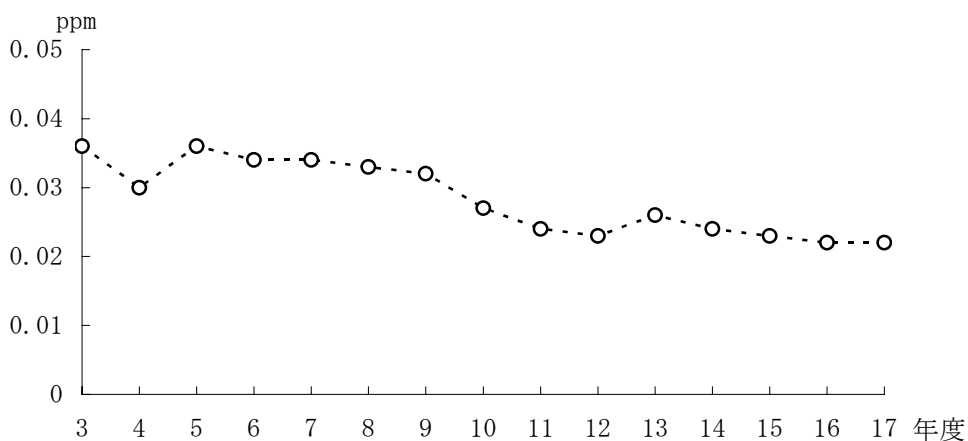


第Ⅲ-3表 窒素酸化物濃度月平均値

単位：ppm

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
15	0.045	0.041	0.044	0.042	0.042	0.047	0.054	0.079	0.104	0.075	0.076	0.053	0.059
16	0.043	0.039	0.042	0.040	0.037	0.039	0.056	0.070	0.079	0.074	0.055	0.063	0.053
17	0.046	0.029	0.041	0.048	0.036	0.038	0.050	0.086	0.085	0.063	0.074	0.055	0.054

第Ⅲ-4図 一酸化窒素濃度経年度変化

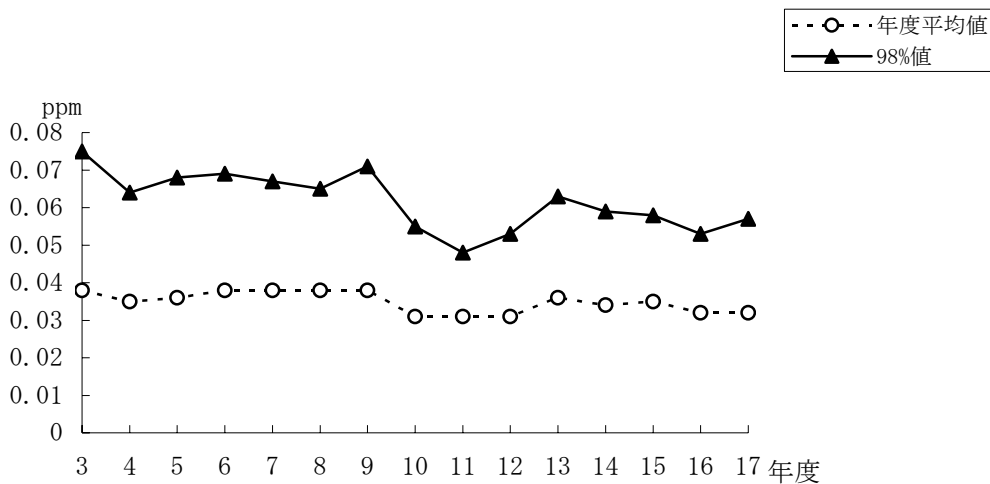


第Ⅲ-4表 一酸化窒素濃度経年度変化

単位:ppm

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度平均值	0.036	0.030	0.036	0.034	0.034	0.033	0.032	0.027	0.024	0.023	0.026	0.024	0.023	0.022	0.022

第Ⅲ-5図 二酸化窒素濃度経年度変化

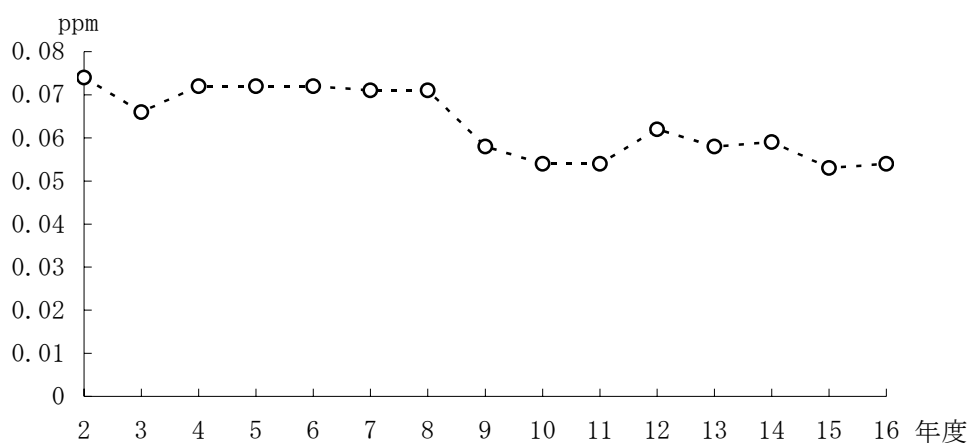


第Ⅲ-5表 二酸化窒素濃度経年度変化

単位:ppm

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度平均值	0.038	0.035	0.036	0.038	0.038	0.038	0.038	0.031	0.031	0.031	0.036	0.034	0.035	0.032	0.032
98%値	0.075	0.064	0.068	0.069	0.067	0.065	0.071	0.055	0.048	0.053	0.063	0.059	0.058	0.053	0.057

第Ⅲ－6図 窒素酸化物濃度経年度変化



第Ⅲ－6表 窒素酸化物濃度経年度変化

単位:ppm

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度平均値	0.074	0.066	0.072	0.072	0.072	0.071	0.071	0.058	0.054	0.054	0.062	0.058	0.059	0.053	0.054

(2) オキシダント (Ox)

光化学スモッグの指標としてオキシダント（オゾン）の測定を行っている。測定法は、紫外線吸収法を用いてオゾン濃度を計測している。大気中のオキシダントの主成分は、オゾン（O₃）であるが、このほかパーオキシアセチルナイトレート（PAN）などの酸化性物質が含まれる。

オキシダントは光化学反応で生成することから、濃度は日射量や風向・風速に左右されるため、年度によって比較的变化が大きい。

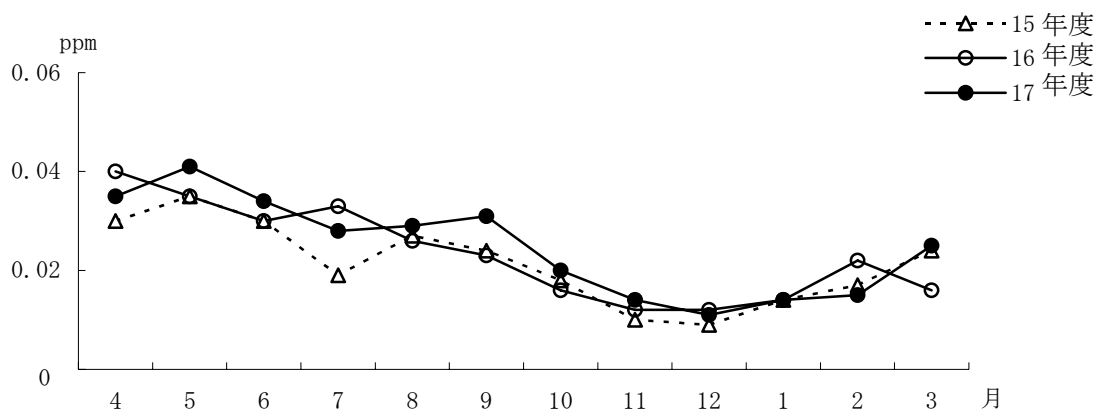
環境基準については東京都の全測定局が適合しなかつ

た。

光化学オキシダントの原因物質としてVOC（揮発性有機化合物）がある。浮遊粒子状物質の原因物質でもあるため、化学物質の適正管理とともに排出源対策を平成18年度から実施している。「東京都VOC対策ガイド」の普及や「VOC対策アドバイザー」の派遣等に取り組んでいる。

（第Ⅲ－7図、第Ⅲ－7表）

第Ⅲ-7図 オキシダント濃度月平均値

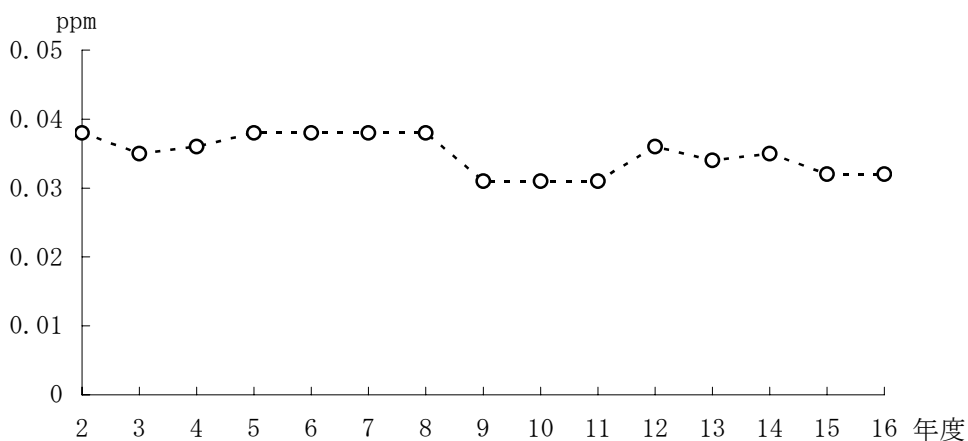


第Ⅲ-7表 オキシダント濃度月平均値

単位：ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
15	0.030	0.035	0.030	0.019	0.027	0.024	0.018	0.010	0.009	0.014	0.017	0.024	0.021
16	0.040	0.035	0.030	0.033	0.026	0.023	0.016	0.012	0.012	0.014	0.022	0.016	0.022
17	0.035	0.041	0.034	0.028	0.029	0.031	0.020	0.014	0.011	0.014	0.015	0.025	0.025

第Ⅲ-8図 オキシダント濃度経年度変化



第Ⅲ-8表 オキシダント濃度経年度変化

単位：ppm

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度平均値	0.017	0.020	0.020	0.021	0.022	0.021	0.025	0.022	0.024	0.024	0.025	0.024	0.022	0.023	0.025

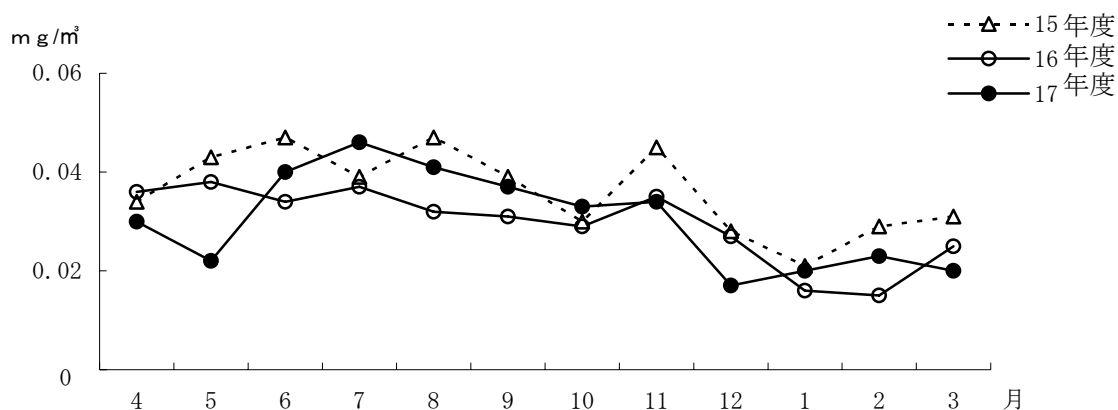
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に漂う粉じんのうち、肺の奥まで達し呼吸系疾患の原因になるといわれている粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子を浮遊粒子状物質と呼ぶ。土壌の巻き上げなどの自然現象由来の比率は比較的 low、大半が自動車やボイラーなどの燃焼由来である。中でもディーゼルエンジン由来の粉じんが粒

径 $1\mu\text{m}$ 以下の微粒子の 90%以上を占める。β線吸収法を用いる自動測定機により常時監視を行っている。平成 18 年度の環境基準（長期評価）については東京都の全測定局 46 局中 45 局 (98%) で達成されました。

(第Ⅲ-8 図、第Ⅲ-8 表)

第Ⅲ-9 図 浮遊粒子状物質濃度月平均値

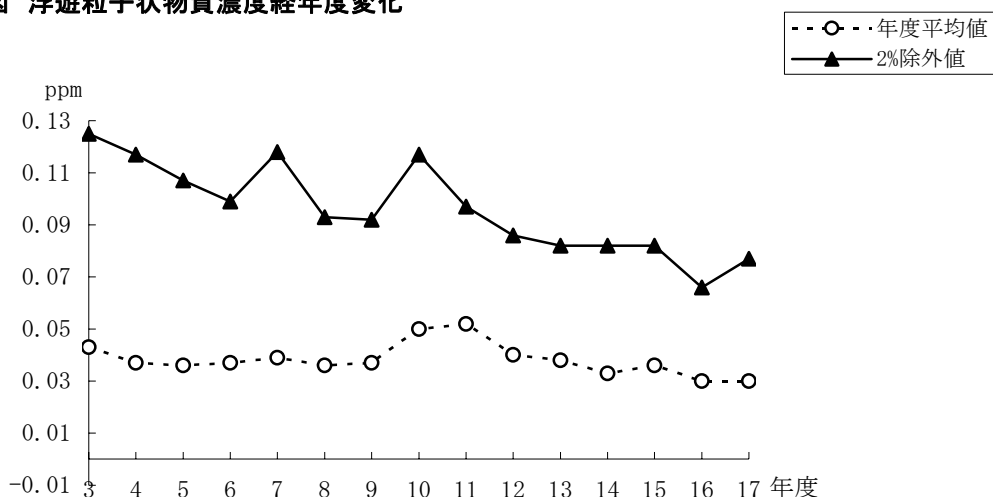


第Ⅲ-9 表 浮遊粒子状物質濃度月平均値

単位 : mg/m^3

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
15	0.034	0.043	0.047	0.039	0.047	0.039	0.030	0.045	0.028	0.021	0.029	0.031	0.036
16	0.036	0.038	0.034	0.037	0.032	0.031	0.029	0.035	0.027	0.016	0.015	0.025	0.030
17	0.030	0.022	0.040	0.046	0.041	0.037	0.033	0.034	0.017	0.020	0.023	0.020	0.030

第Ⅲ－10図 浮遊粒子状物質濃度経年度変化



第Ⅲ－10表 浮遊粒子状物質濃度経年度変化

単位:ppm

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度平均値	0.043	0.037	0.036	0.037	0.039	0.036	0.037	0.050	0.052	0.040	0.038	0.033	0.036	0.030	0.030
2%除外値	0.125	0.117	0.107	0.099	0.118	0.093	0.092	0.117	0.097	0.086	0.082	0.082	0.082	0.066	0.077

4. 沿道環境大気測定結果

月平均値と経年度変化で示した。

(1) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物のうち一酸化窒素と二酸化窒素について測定を行っている。一酸化窒素よりも二酸化窒素がより毒性が強く、喘息や慢性気管支炎等の呼吸系疾患の原因とされている。測定方式は化学発光法(乾式)である。

①一酸化窒素(NO)

月平均値でみると12月が高かった。自動車排出ガス測定局は排出源(自動車)に近い場所で測定するため、排出ガスに多く含まれる一酸化窒素濃度が一般環境大気測定局に比べ2～3倍と高い。排出された一酸化窒素は空气中

で酸化されて二酸化窒素になったり、分解されたりする。

(Ⅲ－9・12図、Ⅲ－9・12表)

②二酸化窒素(NO₂)

平成18年度は環境基準を評価する年間の日平均値の98%値が0.058ppmで達成できた。また、東京都の自動車排出ガス測定局では62%が達成している。経年的には改善傾向にある。

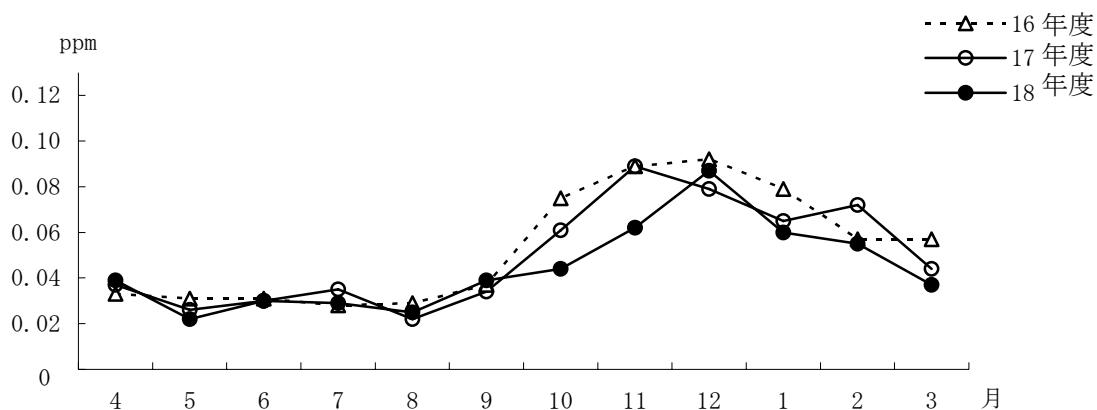
(Ⅲ－10・13図、Ⅲ－10・13表)

③窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素と二酸化窒素を合わせた窒素酸化物の経年度変化をみると改善傾向にある。

(Ⅲ－11・14図、Ⅲ－11・14表)

第Ⅲ-11図 一酸化窒素濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

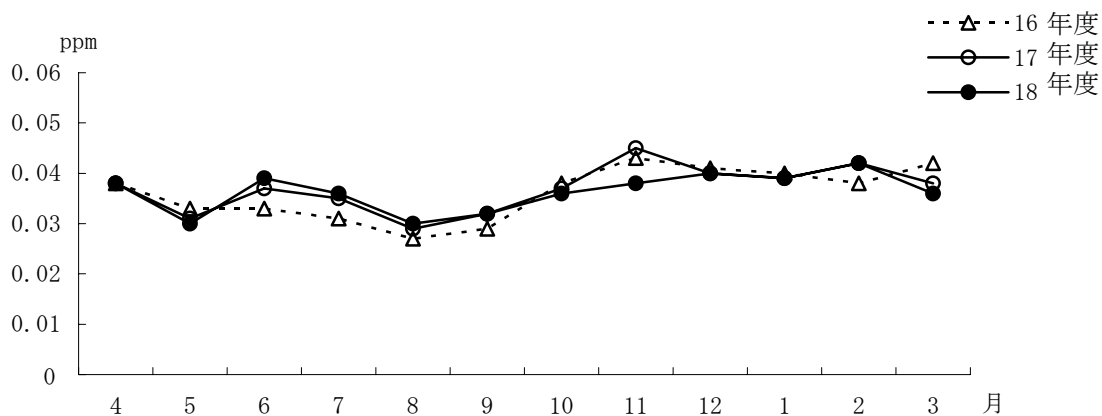


第Ⅲ-11表 一酸化窒素濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

単位：ppm

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
16	0.033	0.031	0.031	0.028	0.029	0.037	0.075	0.089	0.092	0.079	0.057	0.057	0.053
17	0.037	0.026	0.030	0.035	0.022	0.034	0.061	0.089	0.079	0.065	0.072	0.044	0.057
18	0.039	0.022	0.030	0.029	0.025	0.039	0.044	0.062	0.087	0.060	0.055	0.037	0.044

第Ⅲ-12図 二酸化窒素濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

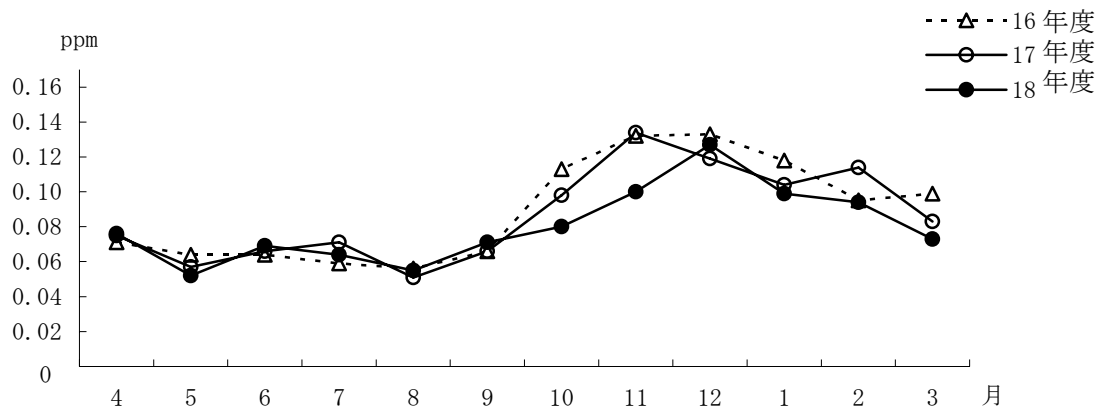


第Ⅲ-12表 二酸化窒素濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

単位：ppm

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
16	0.038	0.033	0.033	0.031	0.027	0.029	0.038	0.043	0.041	0.040	0.038	0.042	0.036
17	0.038	0.031	0.037	0.035	0.029	0.032	0.037	0.045	0.040	0.039	0.042	0.038	0.037
18	0.038	0.030	0.039	0.036	0.030	0.032	0.036	0.038	0.040	0.039	0.042	0.036	0.036

第Ⅲ－13図 窒素酸化物濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)



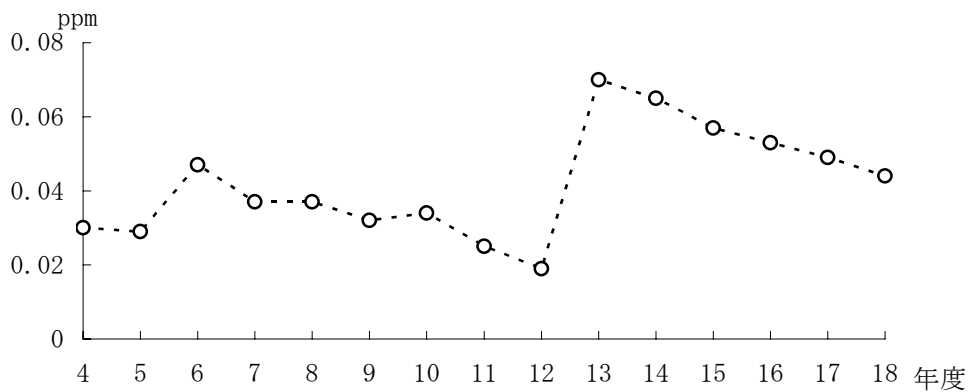
第Ⅲ－13表 窒素酸化物濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

単位：ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
16	0.071	0.064	0.064	0.059	0.056	0.066	0.113	0.132	0.133	0.118	0.095	0.099	0.089
17	0.075	0.057	0.066	0.071	0.051	0.066	0.098	0.134	0.119	0.104	0.114	0.083	0.087
18	0.076	0.052	0.069	0.064	0.055	0.071	0.080	0.100	0.127	0.099	0.094	0.073	0.080

第Ⅲ－14図 一酸化窒素濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)

年度平均値

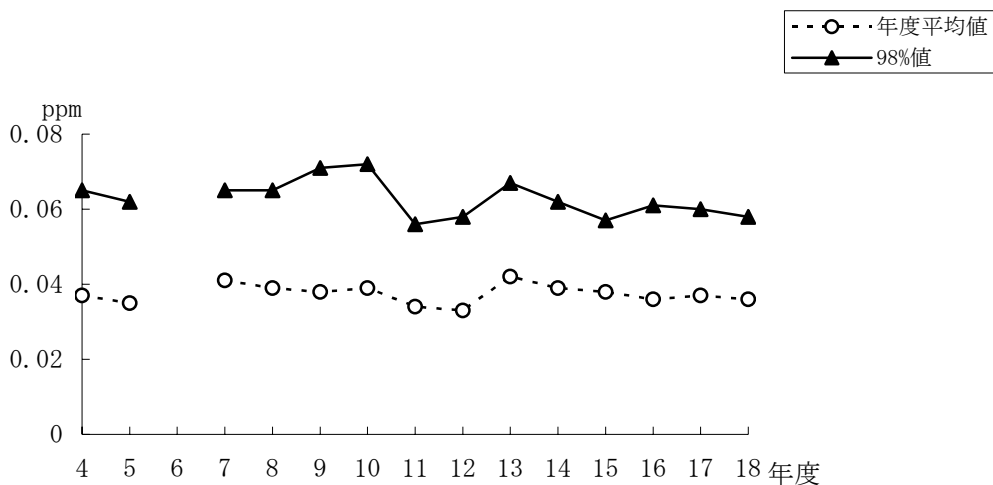


第Ⅲ－14表 一酸化窒素濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)

単位：ppm

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
年度平均値	0.030	0.029	0.047	0.037	0.037	0.032	0.034	0.025	0.019	0.070	0.065	0.057	0.053	0.049	0.044

第Ⅲ－15図 二酸化窒素濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)

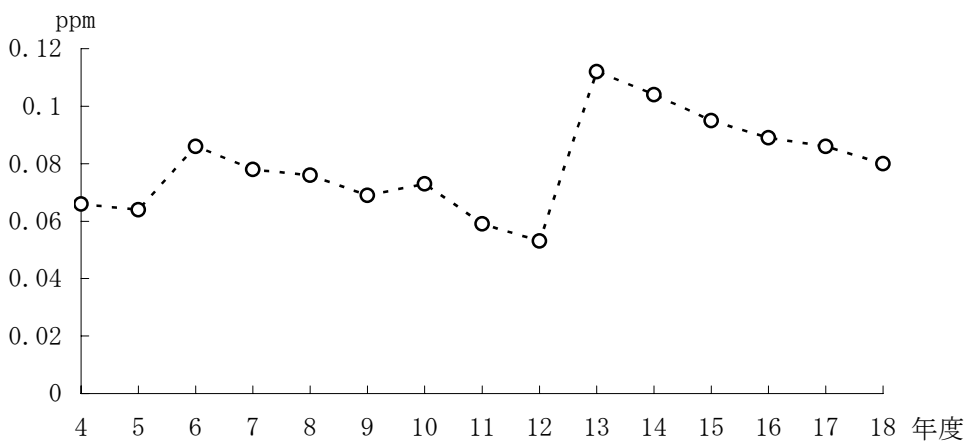


第Ⅲ－15表 二酸化窒素濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)

単位:ppm

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
年度平均値	0.037	0.035		0.041	0.039	0.038	0.039	0.034	0.033	0.042	0.039	0.038	0.036	0.037	0.036
98%値	0.065	0.062		0.065	0.065	0.071	0.072	0.056	0.058	0.067	0.062	0.057	0.061	0.060	0.058

第Ⅲ－16図 窒素酸化物濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)



第Ⅲ－16表 窒素酸化物濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)

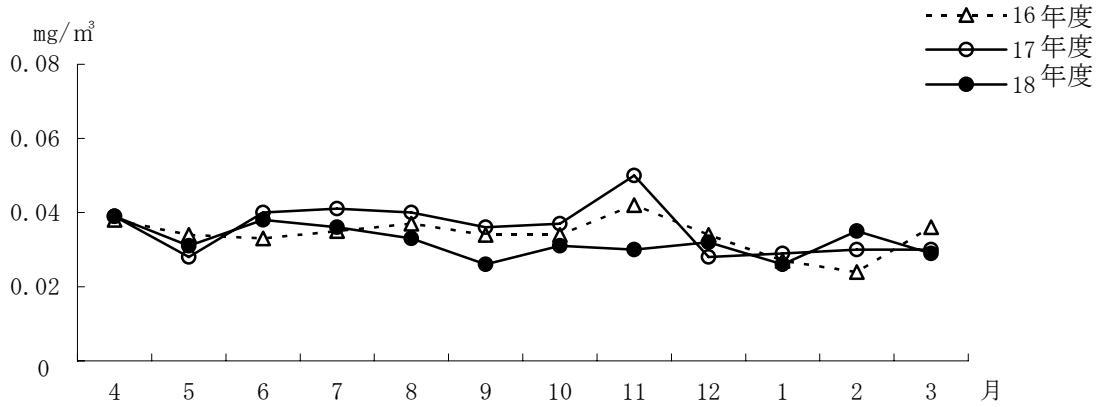
単位:ppm

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
年度平均値	0.066	0.064	0.086	0.078	0.076	0.069	0.073	0.059	0.053	0.112	0.104	0.095	0.089	0.086	0.080

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 18 年度の環境基準評価値は $0.066\text{mg}/\text{m}^3$ で、達成し 2 年連続で全局達成した。
 た。東京都全域では昭和 48 年度に測定開始をして以来始

第Ⅲ－17図 浮遊粒子状物質濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

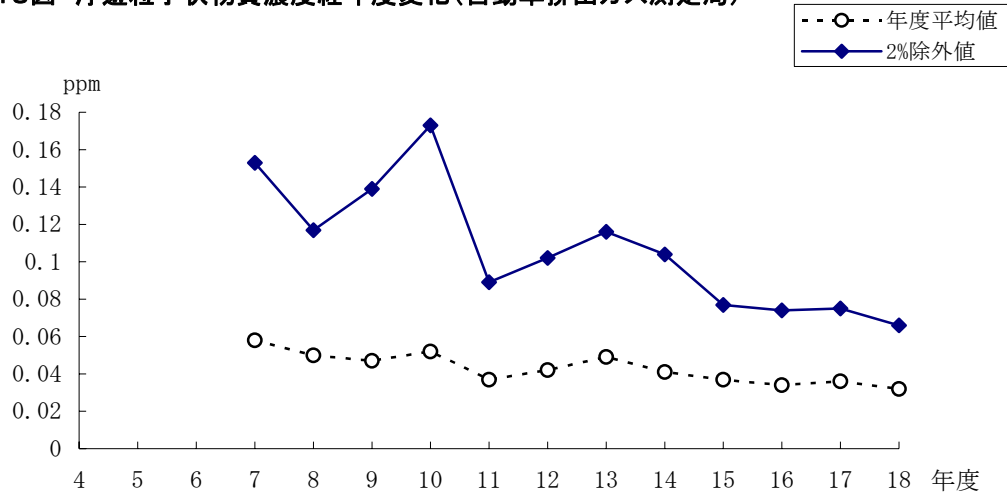


第Ⅲ－17表 浮遊粒子状物質濃度月平均値(自動車排出ガス測定局)

単位：ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
16	0.038	0.034	0.033	0.035	0.037	0.034	0.034	0.042	0.034	0.027	0.024	0.036	0.034
17	0.039	0.028	0.040	0.041	0.040	0.036	0.037	0.050	0.028	0.029	0.030	0.030	0.036
18	0.039	0.031	0.038	0.036	0.033	0.026	0.031	0.030	0.032	0.026	0.035	0.029	0.032

第Ⅲ－18図 浮遊粒子状物質濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)



第Ⅲ－18表 浮遊粒子状物質濃度経年度変化(自動車排出ガス測定局)

単位：ppm

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
年度平均値				0.058	0.050	0.047	0.052	0.037	0.042	0.049	0.041	0.037	0.034	0.036	0.032
2%除外値				0.153	0.117	0.139	0.173	0.089	0.102	0.116	0.104	0.077	0.074	0.075	0.066

5. 大気汚染対策

大気汚染対策は、工場、事業場に対する固定発生源対策、自動車、船舶、航空機などに対する移動発生源対策及び総量発生源計画を中心に行われている。

(1) 窒素酸化物

都内の全窒素酸化物排出量（平成 12 年度）の 56%が自動車から排出されており、そのうち約 8 割をディーゼル車が排出している。それ以外の排出割合としては工場・民生等が 22%、建設機器が 15%、船舶・航空機が 7%となっている。このことから効果的な排出量削減にはディーゼル車からの排出を抑制することが必要になっている（東京都環境局資料）

都では、環境確保条例により、ディーゼル車排出ガス規制を平成 15 年 10 月から実施している。対象となるディーゼル車はバス、トラック及びこれらをベースとしたミキサー車、清掃車、冷凍冷蔵車で、乗用車は除かれる。

区では窒素酸化物の排出量削減対策として、事業者の低公害車導入促進のための融資斡旋を行っている。

(2) オキシダント

オキシダントは二次汚染物質であり、原因となる二酸化窒素や工場等から発生する炭化水素濃度を削減する必要がある。平成 18 年度から炭化水素を含む揮発性有機化合物（VOC）の削減を都区が協力して行っている。主に工場・指定作業場から排出される VOC を削減することを狙い、技術支援や低 VOC 製品の普及・啓発を行っている。平成 22 年度までに平成 12 年度に比べて 30%以上の削減を目標としている。

光化学スモッグ発生時の対策として、区では都から光化学スモッグ発生状況について情報提供を受けている。注意報等が発生した場合、「文京区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」により区関係機関、小中学校に情報を提供し被害の未然防止を図っている。

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は人の呼吸器系の奥深く到達するとい

われる粒径 10 μ m 以下の大気中に浮遊する粒子で、平成 12 年度現在、発生源は都内では 64%が自動車由来、26%が工場・事業場である（東京都環境局資料）。浮遊粒子状物質には多種の重金属が含まれることで、触媒作用のために様々な化学反応が起こることで、粒子には多種類の化学物質が付着している。特にディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質には発がん性があることがわかってきており、呼吸器疾患、花粉症とも関係があるといわれている。

工場・事業場に対する発生防止対策としては、ボイラー等燃焼設備の適切な燃焼管理と集塵装置の設置により発生抑制を図っている。また、主としてディーゼル車から発生する自動車由来の浮遊粒子状物質については、環境確保条例によりディーゼル車排出ガス規制を平成 15 年 10 月から実施している。対象となるディーゼル車はバス、トラック及びこれらをベースとしたミキサー車、清掃車、冷凍冷蔵車で、乗用車は除かれる。規制開始以降、条例で定めた PM 排出基準に適合しないディーゼル車は、都内を走行できないが、新車登録後 7 年間は規制適用が猶予される。適合しない車は最新適合者や低公害車への買い替え、あるいは PM 減少装置の装着が必要となる。都ではこの対策の推進のため、違反ディーゼル車の取り締まり、PM 減少装置の指定、融資斡旋や補助等の支援を行っている。

また、近年注目されているのは、粒径 2.5 μ m 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）である。その発生源の大部分がディーゼル車であるといわれている。微小粒子状物質は粒径が小さく、肺の奥まで達しやすいため、化学物質を取り込みやすくしているとされている。すでに微小粒子状物質と疾病の因果関係についての研究も進み、米国では 1997 年に微小粒子状物質（PM_{2.5}）について新たな基準を設定し、規制を行っている。我が国では、環境省を中心として検討を行っている。

(4) 二酸化硫黄

硫黄酸化物は、主として硫黄分を含む石油製品や石炭の燃焼に伴って発生する。このため、排煙脱硫装置の設置と燃料の脱硫を中心とした削減対策がとられてきた。これら

の対策により、二酸化硫黄による大気汚染の状況は昭和40年代に比べて著しく改善された。

(5) 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素濃度は、低い濃度レベルで推移している。一酸化炭素は主として自動車から発生するため、車種ごとに排出規制を強化した効果が現れたものと思われる。

(6) その他の大気汚染物質等

平成9年に有害化学物質汚染対策として、国はベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを「指定物質」に指定するとともに、環境基準を定めた。都は同年「東京都有害化学物質管理指導指針」をつくり、有害物質の適正管理や排出の抑制、有害化学物質を含む廃棄物の抑制などを柱とする自主管理体制の確立を促進している。また、国は、平成11年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」を制定し、環境中に排出される有害化学物質の把握と管理の改善を進めている。

東京都が測定しているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては平成16年度に続き、平成17年度も環境基準を達成している。

ダイオキシン類については、平成11年「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、規制が強化された。ダイオキシン類としては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーポリ塩化ビフェニール（CO-PCB）の総称であり、大気中の環境基準としては年間平均値で0.6pg-TEQ/m³以下となっている。

温暖化防止対策として、国は、平成10年に「地球温暖化防止対策の推進に関する法律（地球温暖化防止法）」を制定し、温室効果ガスとして二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン（フロンなど）、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の排出削減を行うことになった。また、この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めている。地方公共

団体では、自らが出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定し、計画の進捗状況を公表することになった。

地球温暖化防止のためには、省資源・省エネルギー、低公害車への転換、新エネルギーの導入、リサイクル率の向上、冷蔵庫・冷凍庫・エアコンなどのフロンの回収、建物の断熱効率の向上など多角的な取り組みが必要である。

IV 神田川の水質

1. 神田川の概略

神田川は、井の頭池を水源として台東区の隅田川と合流するまでの延長約25.5kmの1級都市河川である。途中、支流である善福寺川、妙正寺川を合流し、さらに文京・千代田区境の小石川橋付近で日本橋川を分流している。区内を流れる神田川は、目白台一丁目の駒塚橋付近から湯島一丁目の聖橋付近に至る約5kmの区間である。

2. 水質調査（神田川水系合同水質調査）

神田川流域7区（杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央、台東）は神田川水系水質監視連絡協議会をつくり、神田川水系流域水質状況の把握を目的として同一日に調査を行っている。神田川、善福寺川、妙正寺川及び日本橋川

を調査対象とし、5、9、11、2月の年4回実施した。

流域の水質の特徴は、落合下水処理場、中野下水処理場から下流でアンモニア性窒素、全窒素、全りん値が高くなる傾向がある。

<神田川の「生活環境の保全に関する環境基準」>

項目	基準値			
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)
C	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上

第IV-1表 神田川水質合同調査結果

区名	採水地点	採水月日	採水時刻	気温 ℃	水温 ℃	透視度 cm	pH	DO mg/l	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	MBAS mg/l	NH ₄ -N mg/l	T-N mg/l	PO ₄ -P mg/l	T-P mg/l	CO ₃ ⁻ mg/l	流量 m ³ /s	備考
杉並区	宮下橋	5月11日	9:50	22.5	18.3	82	7.6	7.4	2.2	3.9	4	<0.05	0.1	3.4	0.02	0.06	16		
		9月14日	10:25	18.0	19.1	20	7.1	7.0	15	13	37	0.14	0.2	6.1	0.06	0.23	9		
		11月16日	10:06	16.7	13.3	35	7.2	8.8	2.2	6.4	13	<0.05	<0.1	7.9	0.01	0.05	22		
		2月1日	10:15	13.0	9.7	62	7.4	11.2	1.6	2.8	8	<0.05	<0.1	6.4	<0.01	0.01	18		
杉並区	乙女橋	5月11日	10:45	21.7	19.0	33	7.1	9.3	0.7	7.0	20	<0.05	<0.1	8.3	0.08	0.13	34		
		9月14日	11:11	21.4	19.2	25	7.1	7.8	8.5	8.3	27	0.13	0.2	5.7	0.10	0.23	16		
		11月16日	11:00	19.2	14.4	51	7.2	9.3	2.1	6.8	9	<0.05	<0.1	7.3	0.04	0.07	37		
		2月1日	11:10	13.7	10.9	95	7.3	12.1	1.6	3.0	5	<0.05	<0.1	7.3	0.01	0.03	29		
中野区	向田橋	5月11日	10:45	18.0	19.0	>100	7.7	8.8	1.5	4.2	3	0.02	<0.05	6.50	0.015	0.041	33		
		9月14日	11:00	15.0	16.5	20	7.5	7.7	8.0	7.6	21	0.17	0.32	5.22	0.088	0.134	17		
		11月16日	11:00	10.5	12.5	27	7.4	8.9	6.4	6.0	8	0.12	0.35	6.44	0.015	0.089	20		
中野区	南小滝橋	2月1日	11:05	10.7	9.2	32	7.7	11.2	1.2	3.2	14	<0.02	0.07	6.19	0.006	0.034	28		
		5月11日	10:10	18.5	19.5	>100	8.2	9.8	1.8	4.0	4	0.02	<0.05	6.51	0.026	0.057	26		
		9月14日	10:16	14.5	17.0	12	7.2	6.7	34	18	54	0.47	1.87	6.05	0.291	0.509	10		
		11月16日	10:10	9.0	13.5	22	7.5	9.7	13	10	9	0.29	1.54	7.38	0.042	0.183	19		
新宿区	久保前橋	2月1日	10:15	10.8	10.0	52	8.0	12.2	1.1	2.8	9	<0.02	<0.05	6.18	<0.005	0.022	24		
		5月11日	10:35	22.9	20.3	>100	8.3	12.0	1.5	3.4	2	<0.02	0.052	6.4	0.036	0.064	21		
		9月14日	9:55	18.9	20.6	13	7.1	6.8	26	21	64	0.43	2.8	6.8	0.17	0.63	11		
		11月16日	11:35	17.0	20.7	31	7.9	11.3	12	9.3	6	0.25	1.6	6.20	0.080	0.18	20		
新宿区	高戸橋	2月1日	11:29	13.0	15.7	67	8.4	13.1	1.2	2.2	9	<0.02	<0.01	6.4	<0.003	0.03	28		
		5月11日	11:20	23.3	22.2	>100	7.3	9.2	1.3	5.7	1	<0.02	0.030	10	1.1	1.1	42		
		9月14日	11:20	19.5	21.8	13	7.1	8.2	25	18	37	0.49	2.3	8.0	0.41	0.77	15	0.41	
		11月16日	12:08	16.5	20.2	>100	7.3	9.1	1.5	6.0	<1	0.053	0.43	9.7	0.46	0.53	47		
千代田区	飯田橋	2月1日	12:00	14.0	16.0	71	7.2	9.8	1.5	7.1	8	<0.02	0.024	9.1	0.95	1.1	56		
		5月11日	9:56	21.8	21.6	>100	6.7	6.5	2.2	7.8	2	0.02	0.23	14.2		1.51	302		
		9月14日	10:22	17.9	21.2	25	7.0	6.1	15	18	18	0.31	2.35	7.19		0.747	170		
		11月16日	9:50	13.5	18.2	38	7.1	5.3	11	10	5	0.15	3.54	10.7		1.15	622		
千代田区	昌平橋	2月1日	9:50	10.1	15.3	>100	7.1	8.3	1.1	6.0	1	<0.02	0.12	10.9		1.09	545		
		5月11日	10:32	22.5	21.1	82	6.9	4.3	1.5	5.6	1	<0.02	1.05	6.92		0.895	4680		
		9月14日	10:50	19.0	21.9	22	6.9	3.7	28	10	12	0.33	2.85	5.73		0.736	630		
		11月16日	10:16	14.0	18.3	19	6.9	2.4	21	13	9	0.26	3.65	9.61		1.04	2410		
千代田区	左衛門橋	2月1日	10:06	10	13.9	>100	7.2	8.0	0.9	4.6	1	<0.02	0.42	9.55		0.901	2310		
		5月11日	10:41	22.5	20.8	41	6.8	0.8	7.2	9.1	3	0.24	1.85	9.67		1.13	1910		
		9月14日	11:00	19.0	22.5	32	6.8	2.2	15	10	10	0.40	3.02	5.80		0.752	1200		
		11月16日	10:25	14.5	18.1	16	6.9	1.1	23	14	10	0.30	3.85	9.81		1.03	2350		
中央区	浅草橋	2月1日	10:15	10.5	13.5	>100	7.3	7.4	0.8	4.8	1	<0.02	0.67	8.88		0.797	3650		
		5月11日	11:00	23.5	20.8	51	6.9	0.8	8.2	14	5	0.17	1.81	8.82	0.919	1.05	2860		
		9月14日	11:20	19.5	22.9	24	6.9	2.0	測定不能	13	17	0.34	2.69	7.43	0.553	0.691	1390		
		11月16日	11:00	15.2	17.6	19	7.1	1.6	16	13	15	0.20	2.94	8.42	0.522	0.825	5100		
		2月1日	11:00	12.0	13.8	>100	7.4	6.5	1.0	6.8	2	0.02	1.02	7.74	0.618	0.741	5030		

V 自動車騒音

1. 騒音の現状

自動車交通による騒音は、都内の自動車保有台数の増加や大型車の走行量の増大で、昼夜の別なく道路沿いの住民に少なからぬ被害を与えている。

区内には白山通り、春日通り、本郷通り、不忍通り、音羽通りなどの交通量の多い幹線道路の他、首都高速池袋線が通っている。区では、平成16年度から自動車騒音常時監視を行っている。17年度は国道17号(本郷通り、4車線)、本郷亀戸線(春日通り、4車線)の2路線(区間)で実施した。評価区間は湯島1丁目2から弥生1丁目1の2.2km、湯島3丁目41から本郷4丁目1の1kmである。街区数は26、13、街区延長は4km、1.8kmになる。評価対象住居戸数当は2,604

戸、1,108戸である。昼夜間ともに環境基準値を達成した戸数はそれぞれ2,209戸、988戸で、超過した戸数は、それぞれ8戸、72戸あった。

2. 防止対策

自動車騒音(振動)の防止対策は、自動車単体規制の強化とともに、幹線道路の時間区分による交通規制、大型車の走行車線の指定、輸・配送の共同化による交通量の抑制、工事等による道路の段差や凹凸の改善、低騒音舗装化、植樹帯の拡幅、高速道路の防音壁の整備、道路ネットワークの整備による交通量の分散化、交通管制システムの高度化など総合的な対策が必要である。

第V-1表 騒音測定結果

番号	測定地点の住所	用途	環境基準 準類型	評価対象道路		測定開始年月日	測定終了年月日	等価騒音レベル(dB)		騒音レベル中央値(dB)	
				路線名	車線数			昼	夜	昼	夜
1	小石川一丁目21	商業	C	白山祝田町線(白山通り)	6	平成17年1月18日	平成17年1月19日	66	63	62	58
2	本郷五丁目29	商業	C	一般国道17号	4	平成18年2月8日	平成18年2月9日	70	69	67	62
3	湯島四丁目6	商業	C	本郷亀戸線	4	平成18年2月8日	平成18年2月9日	72	69	68	61
4	大塚三丁目27	商業	C	秋葉原雑司ヶ谷線(不忍通り)	4	平成19年2月6日	平成19年2月7日	72	68	69	63
5	目白台二丁目2	商業	C	千代田練馬田無線(目白通り)	4	平成19年2月6日	平成19年2月7日	70	66	64	54

VI 公害防止のための規制指導

区では、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等の規定に基づいて、特定施設設置届出書や特定建設作業実施届出書の受理および工場設置認可申請書や指定作業場設置届出書の受理などを行っている。この届出や認可申請により、公害発生の防止対策の有無について審査し、必要に応じて改善指導を行っている。

また、工場の操業や建設作業による騒音や振動等の公害防止を図るため、現場指導も行っている。

1. 騒音・振動規制法に基づく規制・指導

(1) 特定施設

騒音規制法および振動規制法では、工場や事業場に設置される施設のうち、印刷機や送風機など著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」と定め、これらを有する工場、事業場を「特定工場等」と定義し、これらを設置するときは、その30日前までに届け出を義務づけている。

区では、届出の際、書類審査および現場調査を実施し、必要に応じて騒音・振動の防止対策を指導している。

(2) 特定建設作業

屋外で各種の機械を使用する道路や建築物の建設、解体工事は、著しい騒音や振動を伴うことが多く、周辺住民の生活環境に支障を及ぼすことがある。

このため、騒音規制法および振動規制法では、さく岩機、ブレーカー（油圧式さく岩機）、空気圧縮機など著しい騒音や振動の発生する建設機械を使用する作業を「特定建設作業」と定め、それを実施するときは、作業開始日の7日前までに、作業の種類・方法・時間などを届け出を義務づけている。

区では、届出の際、騒音や振動の防止対策等を審査し、シート養生、防音パネルの設置、使用機械の数の制限・小型機械への変更および作業時間の変更などの対策や近隣住民への説明を行うよう指導している。また、特定建設作業の期間中は、現場調査等により、必要に応じて騒音、振動等の追加の防止対策を指導している。

第VI-1表 騒音・振動規制法に基づく施設別届出件数

法別	特定施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機等	圧縮機	木材加工機械	印刷機	射出成形機	合計	特定工場数
騒音	設置		5			3		8	573
	廃止					3		3	
	氏名等変更		11			1		12	
	承継							0	
	数変更		1					1	
振動	設置			1		2		3	342
	廃止					4		4	
	氏名等変更			2				2	
	承継							0	
	数変更							0	

第VI-2表 特定建設作業届出件

法別	作業の種類	届出件数
騒音	くい打機等を使用する作業	4
	びょう打機を使用する作業	0
	さく岩機を使用する作業	204
	空気圧縮機を使用する作業	14
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	バックホウを使用する作業	2
	トラクターショベルを使用する作業	0
	ブルドーザーを使用する作業	0
合計	224	
振動	くい打機等を使用する作業	4
	鋼球を使用して破壊する作業	0
	舗装版破砕機を使用する作業	3
	ブレーカーを使用する作業	123
	合計	130

2. 東京都環境確保条例に基づく規制・指導

(1) 工場

条例では、事業活動による公害を防止するため、騒音、振動、悪臭などを発生するおそれのある工場を設置（変更）しようとするときは、あらかじめ認可を受けることを義務づけている。また、工場から発生する騒音・振動及び悪臭等について規制基準を定め、工場の設置（変更）認可申請の際、規制基準に適合するよう、各事業所に対し、設備機械の改善・公害防止装置類（吸音材・防振ゴム・脱臭装置等）の設置等の指導を行っている。

(2) 指定作業場

条例では、公害発生要因の多い事業場（工場以外）を指定作業場として定めている。ガソリンスタンド、クリーニング店、自動車駐車場（収容能力が20台以上）など32種類の事業場が該当している。

これらの事業場を設置（変更）しようとするときは、その30日前までに届出の必要があり、書類審査、現場調査を実施し、必要に応じて改善指導を行っている。

(3) 指定建設作業

特定建設作業に該当しない掘削機械、コンクリートミキサー車、破砕機等を使用する作業について、条例で指定建設作業と定め、騒音、振動、作業時間等の基準を設けている。指定建設作業を実施する場合には、近隣住民に事前に工事内容等を十分説明し、基準を守って作業するよう指導している。

(4) アスベスト飛散防止対策

条例では、一定規模以上の吹き付けアスベストが施工されている建築物の解体等工事を施工する者は、14日前までに「石綿含有建築物等解体工事施工計画届」を提出し、都知事が定める「作業上の遵守事項」に従って工事を施工することや飛散状況の監視等を行うことを義務づけている。

環境対策課では、解体工事着工前にアスベスト含有材料の使用状況を十分調査することを指導し、一定規模以上のアスベストが施工されている場合には、計画届等の提出を求め、工事によるアスベスト飛散防止対策について審査している。さらに、工事期間中には、条例に規定する「作業上の遵守事項」に従ってアスベストの除去作業を実施するよう現場指導を行っている。

(5) 深夜営業騒音の禁止

条例では、カラオケ等の音響機器を使用する営業を

深夜に行う場合、外部に音が漏れないよう防音対策を講じることを義務づけている。

区では、深夜に係る騒音について、飲食店等の実態調査を実施し、カラオケ等の音響機器の使用時に対する騒音公害防止の普及啓発と必要に応じて防音対策等の改善指導を行っている。

(6) 日常生活

区内には、住宅密集地域が多いため、エアコンの室外機・テレビ・ステレオの音等の日常生活に起因する騒音等の公害苦情も多い。これらの苦情は、機器の設置場所や音量を下げて使用するなど、近隣への配慮によって、未然に防げるものも少なくない。

(7) 化学物質の適正管理

条例では、化学物質による環境への負荷をより効果的に削減するため、トルエン、テトラクロロエチレン等の化学物質（適正管理化学物質・58種類）を年間100kg以上取り扱う工場または指定作業場の事業者、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、排出量（環境中に排出する量）等の報告を義務づけている。また、化学物質の取扱い時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるよう化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書にしたもの（化学物質管理方法書）を作成し、提出することを義務づけている。

(8) 地盤沈下対策

「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」および「東京都環境確保条例」において、井戸の規模、規制対象の用途、指定地域を定めることにより、地盤沈下対策を図っている。

条例では、地下水の揚水施設の構造基準および用水量の制限を設け、揚水機の出力が300リットルを超える施設を有する者は水量測定器を設置し、年一回揚水量の記録を報告することを義務づけている。

3. 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱に基づく指導

区は、平成17年11月に「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」を制定し、標識の設置や近隣住民に対する工事内容等の事前説明および届出を義務づけ、建築物の解体に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図っている。

第VI-3表 条例に基づく届出件数

	事項	(根拠条項)	件数
工場	設置認可申請受理	(81条1項)	5
	変更認可申請受理	(82条1項)	1
	氏名等変更届	(87条)	5
	承継届	(88条3項)	1
	廃止届	(87条)	12
指定作業場	設置届	(89条)	4
	変更届	(90条)	0
	氏名等変更届	(93条で準用する87条)	15
	承継届	(93条2項で準用する88条3項)	3
	廃止届	(93条1項で準用する87条)	10
その他	実施連絡書	(指定建設作業(届出規定な	14
	化学物質使用量等報告	(110条)	41
	化学物質管理方法書受理	(111条)	6
	土壌汚染状況調査届出等	(116条)	5
	石綿建築物解体等工事計画届出	(124条1項)	63
	地下水揚水量報告	(97条、135条)	78

第VI-4表 種類別指定作業場数

種 類 別	事業場数
自動車駐車場	284
ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド	36
自動車洗車場	4
材料置場	1
写真の作成の用に供する施設を有する作業場	13
めん類製造場	34
豆腐又は煮豆製造場	44
洗濯施設を有する事業場	122
ボイラー	76
ガスタービン等	1
焼却炉	2
病院	3
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	23
計	643

第VI-5表 業種別工場数

業 種	合計
食料品・飲料製造	61
織 維 工 業	2
衣 服 ・ そ の 他	19
木 材 ・ 木 製 品	38
家 具 ・ 装 備 品	32
紙 ・ 紙 加 工 品	50
印 刷 ・ 製 本 関 連	1,083
化 学 工 業	5
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	11
ゴ ム 製 品	3
皮 革 ・ 同 製 品	7
窒 業 ・ 土 石	14
非 鉄 金 属	2
金 属 製 品	44
一 般 機 器	20
電 気 機 器	10
輸 送 用 機 器	4
精 密 機 器	60
そ の 他 の 製 造 業	25
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 関 係	2
サ ー ビ ス 業	80
そ の 他	1
合 計	1,573

第VI-6表 建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱による標識設置の報告件数

報告件数
331

VII その他の環境対策

1. 光化学スモッグ対策

(1) 光化学スモッグ緊急時の連絡体制

昭和45年7月18日わが国で初めて、オキシダントによる光化学スモッグの被害が杉並区の立正高校を中心にして発生し、その後も各地で続出したため、大きな社会問題となった。

都は、これに対処するため同年8月、光化学スモッグ予報制度を発足させ、昭和47年4月に東京都大気汚染緊急時対策実施要綱を制定した（平成13年4月改訂）。

本区においても、区民が光化学スモッグの被害を受けないうよう、注意報・警報などの発令を、速やかに区民に知らせるため、「文京区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」（平成14年8月改訂）を制定し、発令時には庁内放送により事態を来庁者に知らせるとともに、区の施設等の協力により掲示板・掲示幕による周知体制をとっている。

なお、警報・重大緊急報の発令時には、上記の周知方法によるほか、文京区防災行政無線を使用し、周知の徹底を

図る。

光化学スモッグ注意報等の発令にあたっては、次の事項の注意を区民に呼びかけている。

- 屋外になるべく出ないようにする。
- 屋外運動はさしひかえる。
- 光化学スモッグの被害を受けたら、文京保健所に連絡する。

(2) 東京都全域の光化学スモッグ発令状況の概要

平成18年の夏は7月まで雨や曇りの日が多く、8月は平年並みであった。

注意報発令日数は17日で、8月に約半分の発令があった。予報の発令日数は7日、警報の発令はなく、学校情報提供日数は30日であった。

光化学スモッグによると思われる被害の届出者は、2人であった。

（「平成18年の光化学スモッグの発生状況」 東京都環境局より）

第VII-1表 光化学スモッグの発令基準及び措置(東京都)

発令区分	光化学スモッグ予報	光化学スモッグ学校情報	光化学スモッグ注意報	光化学スモッグ警報	光化学スモッグ重大緊急報
発令基準	光化学スモッグ注意報等の発令が予想されるかオキシダント濃度が光化学スモッグ注意報に近く悪化が予想されるとき。	(提供基準) オキシダント濃度が0.10ppm以上でその状態が継続又は悪化すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.12ppm以上でその状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.24ppm以上でその状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.40ppm以上でその状態が継続すると認められるとき。
措置	一般	左記のほか、次のことを注意するよう周知する。 ① 屋外になるべく出ないようにする。 ② 屋外運動は控えるようにする。 ③ 被害を受けたひとは、最寄りの保健所に連絡する。			
	工場		燃料使用量を通常使用料の20%程度を削減するよう勧告する。	燃料使用量を通常使用料の40%程度を削減するよう勧告する。	燃料使用量を通常使用料の40%以上を削減するよう勧告する。
	自動車等		当該地域を通過しないよう、協力を求める。		東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく措置を要請する。

(3) 文京区(区西部地域)の発令状況

現在、都内の光化学スモッグ注意報等の発令地域は8地域に分かれており、文京区は区西部地域に属する。
平成18年度の区西部地域における注意報及び学校情報の発令回数はそれぞれ12回と22回であった。

なお、18年度の光化学スモッグによると思われる被害届出者は東京都全域では2人であったが、文京区における被害届はなかった。

第Ⅶ-2表 月別光化学スモッグ注意報発令・学校情報の提供回数及び被害届出者数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	計	被害届出者数(人)	
										東京都	文京区
16	注意報	0	1(1)	3(2)	9(8)	4(3)	1(0)	0	18(14)	159	0
	学校情報	1(1)	2(1)	6(4)	13(9)	5(4)	6(3)	0	33(22)		
17	注意報	0	0	4(4)	7(4)	5(3)	6(5)	0	22(16)	247	0
	学校情報	1(1)	3(1)	8(5)	10(7)	10(5)	7(6)	1(0)	40(25)		
18	注意報	0	0	3(3)	5(3)	8(5)	1(1)	0	17(12)	2	0
	学校情報	0	2(2)	6(5)	8(5)	12(9)	2(1)	0	30(22)		

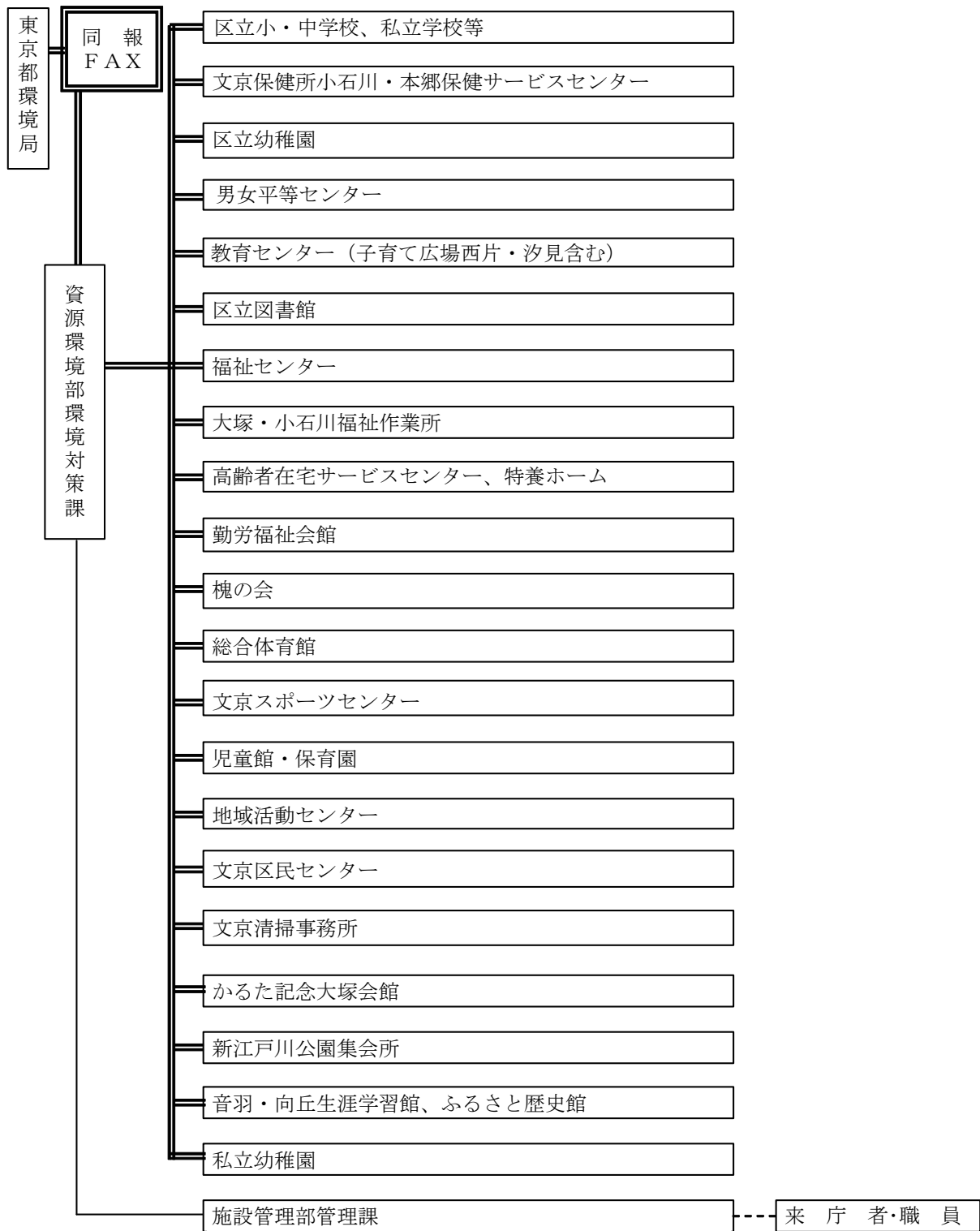
()内は区西部地域の発令回数

第Ⅶ-3表 光化学スモッグ区分別及び年度別発令回数

年 区分	年																				
	S61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
予報	1	1	1	0	12	9	9	0	0	2	0	0	0	0	5	2	6	2	6	7	7
学校情報	24 (9)	36 (25)	20 (11)	16 (9)	43 (28)	35 (25)	33 (27)	14 (6)	38 (23)	29 (26)	11 (9)	27 (16)	32 (17)	29 (7)	40 (27)	31 (27)	37 (23)	25 (16)	33 (22)	40 (25)	30 (22)
注意報	9 (2)	15 (14)	7 (6)	7 (4)	23 (14)	15 (13)	14 (12)	5 (4)	12 (10)	19 (16)	6 (4)	11 (7)	11 (6)	5 (1)	23 (13)	23 (13)	19 (14)	8 (5)	18 (14)	22 (16)	17 (12)
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 区分のうち、予報、学校情報、注意報、警報は都内全域、()は区西部地域

第Ⅶ-1図 光化学スモッグ緊急時の連絡体制



==== FAXによる連絡 —— 電話連絡 ----- 庁内放送

2. 啓発・広報活動

(1) 「ぶんきょうの環境」の発行

区の環境の実態と対策をわかりやすく解説することにより、環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の促進を図るため、昭和45年度より毎年度発行している。

(2) 「公害のしおり」

近隣公害は、日常生活の中でちょっとした注意や隣近所への配慮によって、未然に防いだり解決できるものであることから、騒音・振動・悪臭などを防ぐ方法をわかりやすく解説した「公害のしおり」日常生活編、工場・指定作業場編、建設作業編を作成し、区役所環境対策課の窓口で常時置き公害防止のPRに努めている。

(3) 区の広報紙等によるPR

「区報ぶんきょう」に毎年環境月間特集を掲載している。また、このほか各種環境保全に関する対策を適宜掲載し、環境問題に対する意識啓発を図っている。

(4) ポスターコンクール

昭和46年以来毎年、区内中学生を対象に環境保全をテーマにしたポスターコンクールを実施。平成18年度は、148作品の応募があり、10月19日に実施した審査会により金賞2点、銀賞、銅賞各3点、佳作44点を選定した。また、作品展として、12月16日～18日に入選作品52点をシビックセンター内アートサロンで、1月12日～18日に入賞作品8点を男女平等センターで展示したほか、金賞作品2点のポスターを作成し、環境保全の啓発活動に努めている。

① 環境保全ポスターの掲出

期 間 6月5日～12日

場 所 区設掲示板196箇所 他区内施設

内 容 平成17年10月に実施した、環境保全ポスターコンクールの金賞作品のうちの1点をポスターに印刷し、環境保全を呼びかけた。

② 公害防止ポスターの掲出

期 間 12月11日～18日

場 所 区設掲示板195箇所 他区内施設

内 容 平成18年10月に実施した、環境保全ポスターコンクールの金賞作品のうちの1点をポスターに印刷し、公害防止を呼びかけた。

(5) 環境月間推進事業

我が国では、昭和48年から、国連が定めた6月5日の「世界環境デー」を初日とする一週間を、「環境週間」とし、ついで、平成3年からは、より一層の環境保全に関する国民の認識と行動を促すため、従来の週間を拡大して、6月の1ヶ月を「環境月間」として設定した。

さらに、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて、国、地方公共団体等において、各種の催し等を実施することとされている。

区では、この月間中、環境保全に対する理解を深め、環境問題に対する意識の高揚を図るため、以下の事業を実施した。

① 環境展示会

開催日 6月23日、24日

場 所 ギャラリーシビック（シビックセンター1階）

内 容

・「知ろう！学ぼう！取り組もう！地球温暖化対策」をテーマに区内の環境団体、企業、学校の活動事例を紹介した。

・リサイクル名刺作り

区内、印刷会社提供の断裁紙を利用し、来場者の名刺を作成。

・実験コーナー

温暖化やエネルギーの実験を行った。

② 環境に関するプレゼンテーション

テーマ

・地球温暖化を考えよう

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議

を上映後、科学的な知見から映画の内容を検証した。

・地球温暖化

～地球が暑くなる時、私達はどうなる？～

東京大学 柳沢研究室

・まちの中での地球温暖化対策ってどんなの？

～生活と温暖化対策は両立できる？～

東京大学 花木・荒巻研究室

・東京ガスの環境への取り組み

東京ガス(株)東部支店

・東京電力の地球温暖化防止対策

東京電力(株)大塚支社

・「文の京エコスクール大作戦」と

「フィフティ:フィフティプロジェクト」

～児童・生徒による学校省エネ活動の実践～

NPO 法人 環境ネットワーク・文京

(財)地球・人間環境フォーラム

・環境活動を通じて地域で学ぶ～協働とは何か？～

お茶の水女子大学環境科学倶楽部

・生ごみで緑や花の街づくり

NPO 法人 緑のごみ銀行

・ワンレバー混合水栓のモットイナイ使い方

(社) 東京都設備設計事務所協会

・CO2 吸収測定士(マスター)になってみませんか

NPO 法人 環境研修フォーラム

③ 庁内エコ探検

開催日 6月23日

対象 指ヶ谷小学校5年生 34名

場所 シルバーホール及び庁内各施設

・シビックセンターの雨水利用や屋上緑化など、環境配慮施設の見学を行った。

④ 映画と講演

開催日 6月24日

会場 スカイホール(シビックセンター26階)

内容 地球温暖化の影響で、氷河期が到来！？話題を呼んだ劇映画「デイ・アフター・トゥモロー」

(6) 親子環境教室

環境問題に対する意識の高揚を図るため、学習の環境や機会を提供することを目的として区内の親子等を対象に環境教室を4回実施した。

① 第1回「せっけんと水のピミョウな関係」

実施日 7月29日(土)

会場 お茶の水女子大学内の教室

内容 水の表面張力とそれを打ち消すせっけんの性質を学ぶ。せっけんの性質に似た樟脳でポートをつくり、なぜ動くのかなど実験を通じて考えた。

② 第2回「森エコ教室」

実施日 9月23日(土)

会場 アカデミー文京レクリエーションホール

内容 森林の役割について、観察や人形劇で学ぶとともに、間伐材を利用した丸太切り体験や、切った丸太でジグソーパズル作った。

③ 第3回「都会の森探検隊」

実施日 11月25日(土)

会場 教育の森公園及びスポーツセンター多目的室

内容 都会の森で自然観察。落ち葉やドングリを採取し、クリスマスリースを作り、色々な葉っぱから作ったお茶を試飲し、自然の恵みを学んだ。

④ 第4回「カモン!かもかもワールド」

実施日 2月24日(土)

会場 上野恩賜公園不忍池

内容 かも観察ゲームや工作により、身近な自然への関心を高めさせ、人間と自然の共存について考え学んだ。

(7) 歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発事業

道路等における歩行喫煙及びポイ捨て防止を図るため、喫煙者に対する喫煙マナー等の啓発を推進するとともに、文京区安全・安心まちづくり条例により平成19年1月23日に指定した路上喫煙を禁止する地区の整備・周知を行った。

① マナーアップ街頭キャンペーン

喫煙マナーアップキャンペーン

実施場所	実施日
春日駅周辺	10月24日
江戸川橋駅周辺	10月25日、26日
御茶ノ水駅周辺	10月27日
飯田橋駅周辺	10月31日
水道橋駅周辺	10月31日

オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン

実施場所	実施日
飯田橋駅周辺	11月1日
水道橋駅周辺	11月1日

内容

歩行者に対して歩行喫煙防止等のPRを実施した。

・ポスター、チラシ、ポケットティッシュの配布

ポスター1,000枚、チラシ2,000枚を区内主要施設及び団体に、またポケットティッシュ43,000個を街頭キャンペーン時に配布した。

・歩行喫煙状況調査

街頭キャンペーン実施前後（10月30日、11月2日）における歩行喫煙の状況等の調査（午前7時40分から9時40分までの2時間）を実施したところ、キャンペーン実施後、両地区において歩行喫煙者率の低下がみられ、歩行喫煙に対する抑止効果が確認された。

水道橋駅周辺・飯田橋駅周辺歩行喫煙者数調査結果

日付	歩行者数	歩行喫煙者数	歩行喫煙者率
キャンペーン前 10月30日	12,526人	328人	2.6%
キャンペーン後 11月2日	12,922人	244人	1.9%

② 路上喫煙禁止地区周知活動

・街頭キャンペーン

実施場所	実施日
春日地区 (春日駅、 後楽園駅周辺)	1月(23日)、24日、 25日、30日 2月14日 3月1日、13日
水道橋地区 (水道橋駅周辺)	1月(23日)、24日、 26日、31日 2月15日 3月2日、15日
後楽地区 (飯田橋駅周辺)	1月(23日)、24日、 26日、31日 2月15日 3月2日、16日

注：1月23日路上喫煙禁止地区指定開始日

・路上喫煙禁止地区内パトロール

1月23日より3月31日の間、午前午後延べ17回にわたり地区内を巡回し路上喫煙者に対し、禁止地区指定の周知と喫煙をやめるよう要請を行った。

・路面標示シート

路上喫煙禁止地区内の区道及び都道の歩道の路面に、喫煙禁止地区を標示する路面シート(77ヶ所)を貼付け、路上喫煙禁止地区の周知、啓発を行った。

・ **ポスター、チラシ、ポケットティッシュの配布**

ポスター1,000枚、ちらし5,000枚を区内の主要施設及び団体に、またポケットティッシュ60,000個を街頭キャンペーン時に配布した。



・ **路上喫煙状況調査**

路上喫煙禁止地区指定前（1月21日）と指定後（2月28日、3月28日）における路上喫煙の状況等の調査（午前8時から9時までの1時間）を実施し、その結果を比較したところ、指定前では、両地区において路上喫煙者率が2.3%～2.5%であったが、指定後の周知活動実施以降は両地区とも1%以下と低下がみられた。

礒川公園角路上喫煙者数調査結果

礒川公園角	歩行者数	路上喫煙者数	路上喫煙者率
調査日	1月21日	2月28日	3月28日
歩行者数	2,376人	2,376人	2,376人
喫煙者数	55人	15人	5人
喫煙率	2.3%	0.6%	0.2%

歩行者数は、3月の歩行者数を測定し各月同数と推定

隆慶橋付近路上喫煙者数調査結果

隆慶橋	歩行者数	路上喫煙者数	路上喫煙者率
調査日	1月21日	2月28日	3月28日
歩行者数	1,622人	1,634人	1,610人
喫煙者数	40人	15人	13人
喫煙率	2.5%	0.9%	0.8%

1月の歩行者数は、2月、3月に測定した歩行者数の平均

3. 東京都環境影響評価条例

環境影響評価制度は、大規模な開発事業などを実施するときに、あらかじめ、その事業の実施が環境に与える影響を調査、予測・評価し、その結果について、住民や関係自治体の意見などを聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための手続きの仕組みである。

(1) 条例の目的

東京都環境影響評価条例は、環境影響評価及び事後調査の手続きに関する必要な事項を定めており、事業の実施に際して、環境への影響について適正な配慮がされることによって、住民の健康で快適な生活が確保されることを目的としている。

(2) 主な特色

ア 事業者が自らの責任と負担で調査、予測・評価を行うなど、事業者の責任を明確にしている。

イ 環境影響評価書案及び見解書に対する意見書の提出や公聴会での意見陳述など、住民参加の機会をできるだけ多く設けている。

(3) 対象事業

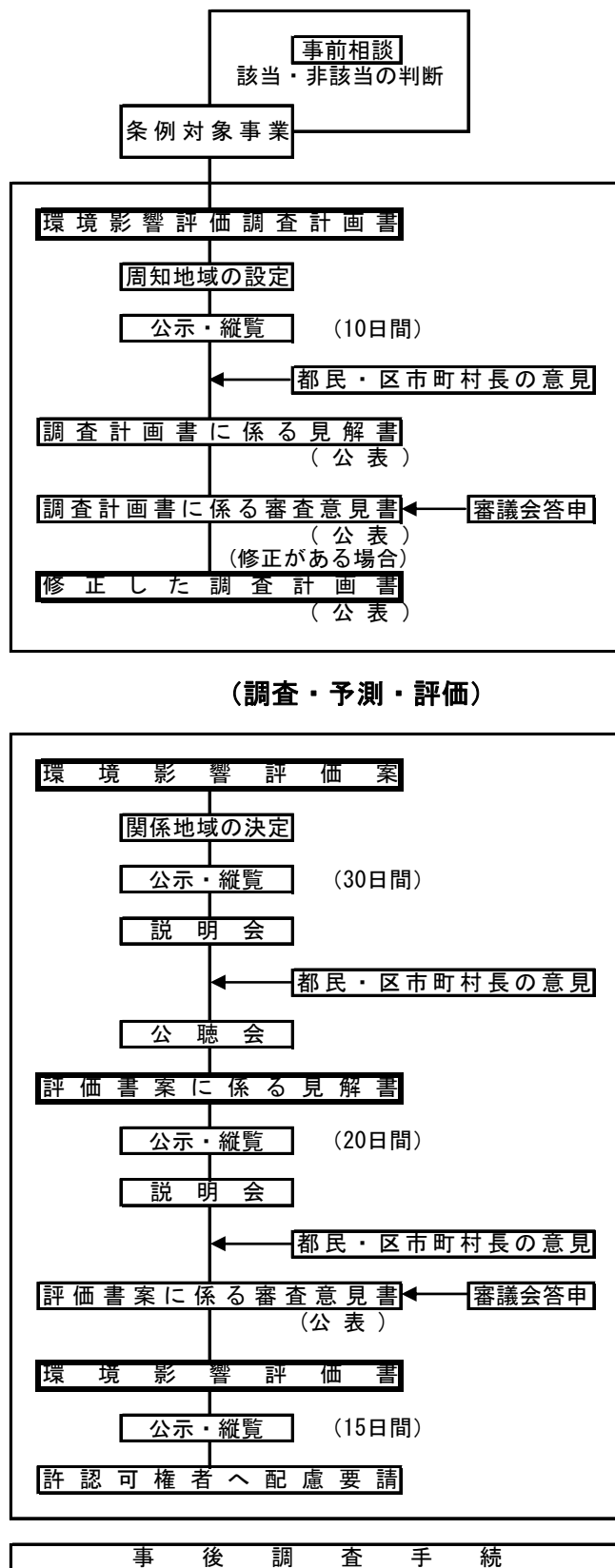
対象となる事業は、道路、鉄道、工場、高層建築物、土地区画整理事業、土地造成など26種類で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業である。

◎予測・評価項目

予測・評価項目として大気汚染や水質汚濁などいわゆる典型7公害のほか、日影、風環境、生物・生態系に対する影響など、17項目を定めている。

1 大気汚染	10 日影
2 悪臭	11 電波障害
3 騒音・振動	12 風環境
4 水質汚濁	13 景観
5 土壌汚染	14 史跡・文化財
6 地盤	15 自然と触れ合い活動の場
7 地形・地質	16 廃棄物
8 水循環	17 温室効果ガス
9 生物・生態系	

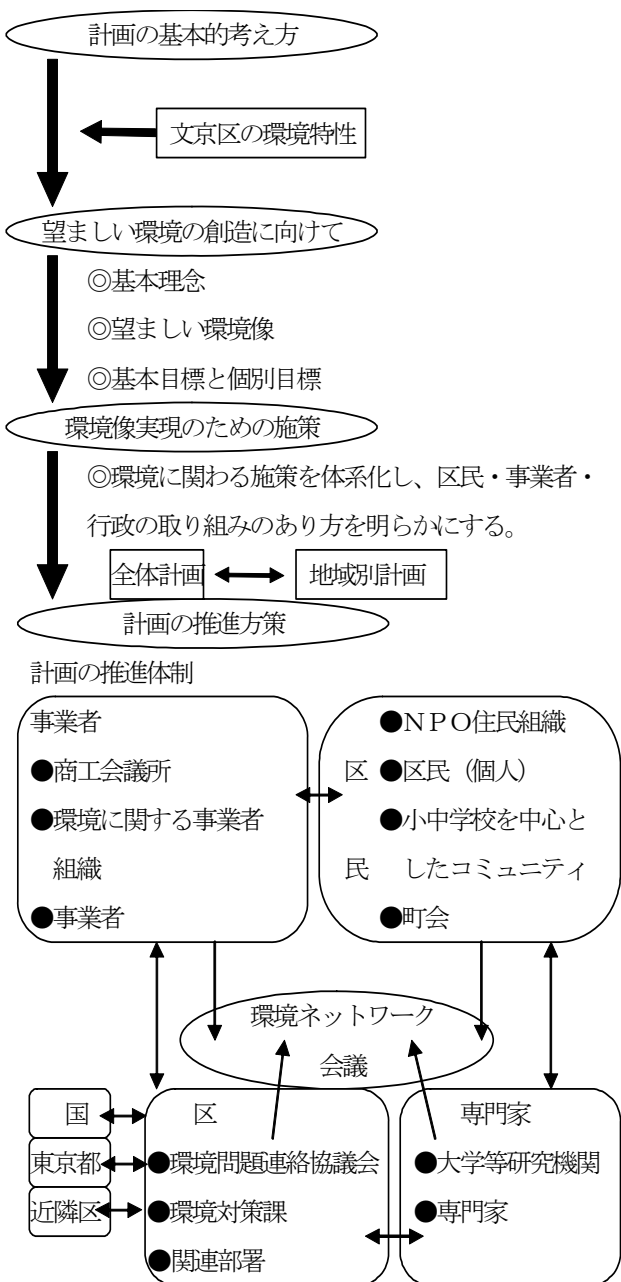
第Ⅶ-2図 条例手続きフロー図



4. 環境基本計画

文京区では、平成11年3月、文京区環境基本計画を策定した。この計画は、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへと変えていくこと、さらにはかけがえのない私たちの地球環境を守っていくことを目指しており、その点で、文京区が進めるさまざまな環境に関わる施策や区民・事業者の取り組みについて基本的なあり方を示し、環境を守り創っていく際の「道しるべ」となっている。

(1) 環境基本計画の構成



(2) 基本理念

- 1 環境の重要な要素である地域文化を、より豊かなものにする。
- 2 環境問題への取り組みは、地域的規模で考え、地域の協働により進める。
- 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らせるように施策を体系化し、総合的に取り組む。

(3) 望ましい環境像

緑と文化を育み継承する、健康で安全な環境都市ぶんきょう

(4) 10の重点施策の推進

- ①建物及び道路緑化の推進のための取り組み強化
- ②鳥や昆虫の生息空間の創出
- ③「歴史と文化の散歩道」の魅力の一層の向上
- ④交通需要マネジメントに向けた具体的検討
- ⑤コミュニティ・ゾーンの整備に向けた検討
- ⑥グリーン購入の推進
- ⑦文京区のISO14000シリーズなど環境マネジメントシステム構築の検討
- ⑧各種環境調査の実施
- ⑨学校教育や生涯学習における環境教育の充実
- ⑩環境ネットワーク会議の設置

(5) 環境ネットワーク会議から環境ネットワーク・文京の設立へ

平成15年1月に発行された環境ネットワーク会議検討報告書により、区民、民間団体、事業者、行政等のパートナーシップを強化していくためには、区民、環境団体、事業者で構成される自主的な民間ネットワーク組織が必要であり、区はそのような組織を支援すべきであるとの提言がなされた。この理念を実現するために、環境ネットワーク会議の委員を中心にして、特定非営利活動法人「環境ネットワーク・文京」が平成15年5月に設立された。

環境ネットワーク・文京は、環境月間事業の企画・運営や、歩行喫煙等防止啓発事業に携わったほか、地域の環境情報誌を隔月で発行した。

5. 低公害車

東京都内では、粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）による健康被害が懸念されているため、東京都では大気汚染の対策としては、「東京都環境確保条例」に基づき、自動車からの排出ガス規制を強化するとともに、「東京都自動車環境管理指針」を定め、事業者の、計画的な低公害車の導入や自動車使用の合理化を図っている。

また、自動車を購入・使用する際には、排出ガスが大幅に少ない低公害なものを導入するよう、八都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）は、窒素酸化物や粒子状物質排出量の少ない自動車を「八都県市指定低公害車」として指定し、率先して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨している。

文京区としても平成15年10月1日から始まったディーゼル車の規制にあわせて、八都県市が指定する低公害車の購入資金についての融資あっせんを行っている。平成17年度は13件の利用申し込みがあった。

6. 土壌汚染

土壌は、環境の重要な構成要因であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、物質の循環や生態系の維持の要として重要な役割を担っており、食料や木材等の生産機能をはじめ、水質浄化等、環境としての土壌が果たしている機能は多様である。

市街地の土壌については、近年工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い、汚染物質の漏洩等によって土壌が汚染されていた事例も報告されている。

このため東京都は、平成13年度から施行された環境確保条例によって、条例に規定する工場又は指定作業場を設定している者で、一定の有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者や3000㎡以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等の改変を行う者に土壌の汚染に係わる調査及び対策を義務づけた。

7. 文京区地球温暖化対策実行計画

（1）計画の内容

平成9年に地球温暖化防止京都会議が開催され、そこで採択された京都議定書の中で、わが国については温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められた。

これを受けて、平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が公布され、平成11年4月に施行された。同法において地方自治体は、地方自治体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定するものと規定された。

本区においては、平成13年2月に文京区地球温暖化対策実行計画を策定した。この計画は、本区の事務事業から排出される温室効果ガス等について目標を設定して削減を図るものであり、平成11年度の実績を基準とし平成13年度から平成17年度までの計画として実施した。

（2）温室効果ガスの排出状況等

平成17年度の温室効果ガスの排出量は、17,338tと基準年度に比較し10.4%の増加となり目標を達せられなかったが、これは、平成12年度以降開設したシビックホール大ホール、播磨坂清掃事務所等の影響により増加したもので、増加要因を除いた排出量を推計すると、15,406tで1.9%減少となり取り組みの成果が現れている。

① 温室効果ガスの排出量の推移

年 度	二酸化炭素換算排出量（t）	指 数
11年度実績	15,712	100.0
12年度実績	17,948	114.2
13年度実績	17,012	108.3
14年度実績	17,294	110.1
15年度実績	16,721	106.4
16年度実績	17,343	110.4
17年度実績	17,338	110.4
17年度目標	15,712～16,498	100～105

・ 新規施設の増加要因を除いた温室効果ガスの排出量

年 度	二酸化炭素換算 排出量 (t)	指 数
11 年度実績	15,712	100.0
12 年度実績	16,057	102.2
13 年度実績	15,191	96.7
14 年度実績	15,300	97.4
15 年度実績	14,794	94.2
16 年度実績	15,353	97.7
17 年度実績	15,406	98.1

(3) 温室効果ガスの排出抑制に間接的に資する取り組みの状況

① 紙類の購入についての取り組み状況

紙類の購入量は、いずれの年度も、目標値を達成できなかった。

古紙パルプ配合率 70%以上の紙類の購入率は、年度による増減の変化はあるものの、目標値は達成できなかった。

古紙パルプ配合率 70%以上の外部委託印刷物作成比率については、平成 14 年度に区報ぶんきょうが古紙パルプ配合率 70%以上の紙を使用するようになり、目標値を大幅に上回る水準に達し、取り組みの成果が現れている。

紙類の購入量の推移

年 度	紙類の購入量 A4 換算枚数 (千枚)	指 数
11 年度実績	63,328	100.0
12 年度実績	66,371	104.8
13 年度実績	66,063	104.3
14 年度実績	62,714	99.0
15 年度実績	65,079	102.8
16 年度実績	62,146	98.1
17 年度実績	66,159	104.5
17 年度目標	60,162	95.0

古紙パルプ配合率 70%以上の購入等紙類の推移

年 度	古紙配合率 70% 以上の紙類購入 量の比率	古紙配合率 70%以 上の外部委託印刷 物の比率
11 年度実績	79.40 %	7.03 %
12 年度実績	82.20 %	11.71 %
13 年度実績	79.41 %	15.17 %
14 年度実績	75.26 %	80.17 %
15 年度実績	82.17 %	84.25 %
16 年度実績	80.58 %	86.66 %
17 年度実績	80.74 %	87.52 %
17 年度目標	90 %	30 %

② 一般廃棄物排出量の推移

シビックセンターにおける廃棄物については、目標を達成できなかった。特に、不燃物の増加が目立った。

シビックセンター以外の施設からの一般廃棄物の排出量は、14 年度に大幅に減少し目標値を達成、その後も、低い水準を維持している。

シビックセンターの排出量 (付帯設備を含む)

年 度	可燃物	不燃物
	排出量 kg (指数)	排出量 kg (指数)
11 年度実績	62,760 (100)	23,520 (100)
12 年度実績	77,840 (124.0)	30,260 (128.7)
13 年度実績	102,600 (163.5)	39,600 (168.4)
14 年度実績	77,740 (123.9)	27,250 (115.9)
15 年度実績	65,300 (104.0)	28,840 (122.6)
16 年度実績	62,370 (99.4)	30,505 (129.7)
17 年度実績	61,790 (98.5)	31,305 (133.1)
17 年度目標	59,622 (95)	22,344 (95)

8. 第2次文京区地球温暖化対策実行計画

この計画は、地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画として、平成13年2月に策定した文京区地球温暖化対策実行計画の第2次実行計画として策定されたものである。

平成17年(2005年)2月16日に世界的に地球温暖化対策に取り組んでいく京都議定書が発効し、同日、京都議定書に係わる法の規定が施行された。

区では、環境行動を先進的に実行していく役割を担うことから、区の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき、温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、様々な取り組みを行うとともに、実施状況を点検・公表することにより地球温暖化対策の着実な推進を図ろうとするもので、平成16年度の現状を踏まえた上で、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年を対象に、新たな目標として平成16年度比で3%削減とする第2次文京区温暖化対策実行計画を策定した。

平成17年度の実績評価については、温室効果ガス排出量は横這い状況にある。また、温室効果ガスの排出抑制に間接的に資する取り組み状況では、紙類の使用状況が増加傾向にあり、3R(リデュース、リユース、リサイクル)への取り組みを徹底して推進することが求められる。

(1) 温室効果ガスの排出量

平成22年度の温室効果ガス排出量を平成16年度の排出量を基準とし概ね3%削減することを目標とする。

・第2次地球温暖化対策実行計画による、温室効果ガス排出量の削減目標

年 度	二酸化炭素換算 排出量 (t)	指 数
16年度実績	17,343	100.0
17年度実績	17,338	100.0
22年度目標	16,823	97.0

シビックセンター以外の施設からの一般廃棄物の量

ごみシールによる 排出分	排出量 (KL)	指 数
11年度実績	2,591	100.0
12年度実績	2,648	102.2
13年度実績	2,691	103.9
14年度実績	2,331	90.0
15年度実績	2,227	86.0
16年度実績	2,158	83.3
17年度実績	2,167	83.7
17年度目標	2,461	95.0

③ 水道使用量 (全施設)

水道使用量は14年度以降減少し、その後も水道使用量の節約が浸透してきていると推測される。

年 度	水道使用量 (m ³)	指 数
11年度実績	602,193	100.0
12年度実績	616,334	102.3
13年度実績	589,624	97.9
14年度実績	553,305	91.9
15年度実績	524,226	87.1
16年度実績	554,938	92.2
17年度実績	528,524	87.8
17年度目標	602,193	100.0

(2) 温室効果ガス排出抑制に間接的に資する取り組みの目標

① 紙類の購入についての取り組みの目標

ア 紙類購入量の削減目標

平成 22 年度の紙類購入量を平成 16 年度の購入量と比べて概ね 5 %削減することを目標とする。

イ 購入紙類の古紙パルプ配合率の改善目標

平成 22 年度に購入する紙類のうち、古紙パルプ配合率 70 %以上の紙類の比率を 95%にすることを目標とする。

ウ 外部委託印刷物の古紙パルプ配合率の改善目標

平成 22 年度の外部委託印刷物のうち、古紙パルプ配合率 70 %以上の外部委託印刷物の比率を 95 %にすることを目標とする。

・紙類の使用削減目標

年 度	紙類の購入量 A4 換算(千枚) (指数)	古紙パルプ配 合率 70%以上 の紙類購入の 比率	古紙パルプ配 合率 70%以上 の外部委託印 刷物の比率
16 年度 実績	62, 146 (100. 0)	80. 58 %	86. 66 %
17 年度 実績	66, 159 (106. 5)	80. 74 %	87. 52 %
22 年度 目標	59, 039 (95. 0)	95. 0 %	95. 0 %

② 一般廃棄物排出量の削減目標

ア シビックセンターの排出量

平成 22 年度のシビックセンターの廃棄物排出量を、平成 16 年度の廃棄物排出量と比べて、可燃物について概ね 5 %、不燃物について概ね 3%削減することを目標とする。

イ シビックセンター以外の施設の排出量

平成 22 年度のシビックセンター以外の施設の廃棄物排出量を、平成 16 年度の廃棄物排出量と比べて概ね 3%削減することを目標とする。

・シビックセンターの排出量（付帯施設を含む）の目標

年 度	可燃物	不燃物
	排出量(Kg) (指数)	排出量(Kg) (指数)
16 年度実績	62, 370 (100. 0)	30, 505 (100. 0)
17 年度実績	61, 790 (99. 07)	31, 305 (102. 6)
22 年度目標値	59, 252 (95. 0)	29, 590 (97. 0)

・シビックセンター以外の施設の排出量の目標

ごみシールによる排出分	排出量 (KL)	指 数
16 年度実績	2, 158	100. 0
17 年度実績	2, 167	100. 4
22 年度目標	2, 093	97. 0

③ 水道使用量の削減目標

平成 22 年度の水道使用量を、平成 16 年度水道使用量とくらべて概ね 3%削減することを目標とする。

・水道使用量（全施設）の削減目標

年 度	水道使用量 (m ³)	指 数
16 年度実績	554, 938	100. 0
17 年度実績	528, 524	95. 2
22 年度目標	538, 290	97. 0

VIII 資 料

1. 大 気

(1) 環境基準(環境基本法)

	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いた化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはβ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスターもしくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスターもしくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスターもしくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものを言う。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離させる物質、ただし二酸化窒素を除く）を言う。

評価方法

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められている。

①短期的評価

測定を行った日または時間について、その1日平均値、8時間平均値または1時間平均値を環境基準と比較して評価する。

②長期的評価

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)が、環境基準以下の場合は達成、超える場合は達成されていないものと評価する。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(イ) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(98%値)が0.06ppm以下の場合は達成、0.06ppmを超える場合は達成されていないものと評価する。

(2) 燃料規制基準(東京都環境確保条例)

単位：重量比%（硫黄含有率）

規模別 規制地区別	既設（昭和51年7月31日以前）			新設（昭和51年8月1日以後）		
	300l/日以上 500l/日未満	500l/日以上 2,000l/日未満	2,000l/日 以上	300l/日以上 500l/日未満	500l/日以上 2,000l/日未満	2,000l/日 以上
千代田・中央	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1
港・新宿・豊島 渋谷・文京	0.7	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2
台東・墨田・江東	0.7	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3
品川・大田	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3
目黒・中野・杉並 練馬・世田谷	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
板橋・北 荒川・足立	0.7	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3
葛飾・江戸川	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
武蔵野・三鷹・調布 保谷・狛江	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
その他の市町村	1.0	1.0	0.8	0.8	0.8	0.5

注) 工場等で使用される燃料の硫黄含有率が数値以下であること。

(3) アスベスト(石綿)

下記の要件に該当するアスベスト含有建築物解体等工事の施工業者は作業場所、作業期間、作業方法などを区長又は都知事に届け出る必要があります。

(1) 東京都環境確保条例（以下、「条例」という。）による届出

次のいずれかの要件を備えているもの
① 延べ15㎡以上の吹き付けアスベスト（壁面、天井等に使用する場合）を使用している建築物解体等工事。
② 延べ面積が500㎡以上の建築物等で吹き付けアスベスト又はアスベスト保温材を使用している建築物解体等工事。
（届出日）工事開始の前日14日までに「石綿含有建築物解体等工事の作業実施計画届出書」を区長に提出する。

(2) 大気汚染防止法による届出

次のいずれかの要件を備えているもの
① 延床面積500㎡以上の建築物で、吹き付けアスベスト（壁面、天井等に使用する場合）50㎡以上を使用している建築物等の解体工事。
② 吹き付けアスベスト（壁面、天井等に使用する場合）50㎡以上を使用している建築物等の改修工事。
（届出日）工事開始の前日14日までに「特定粉じん排出等作業実施届出書」を都知事に提出する。

注意：平成18年3月1日より、上記①②の要件部分が無くなり吹き付けアスベスト等が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業を行う場合届出が必要となりました。

(4) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(5) 排出ガスのダイオキシン類排出基準

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設の種類の	施設の規模	新設する施設の排出基準	既に設置している施設の排出基準		
			平成12.1.15～平成13.1.14	平成13.1.15～平成14.11.30	平成14.12.1～
廃棄物焼却炉*	4t/時以上	0.1	基準の適用を 猶予	80	1
	2～4t/時	1			5
	2t/時未満	0.5			10
銑鉄製造用焼結炉	0.1	2		1	
製鋼用電気炉*	0.5	20		5	
亜鉛回収施設	1	40		10	
アルミニウム合金製贈施設	1	20	5		

- * 廃棄物焼却炉（火格子面積2m²または焼却能力200kg/時以上）及び製鋼用電気炉についての排出基準
- ・平成9年12月2日以降に設置された施設については、新設する施設の排出基準と同一の基準が適用される。
- ・平成9年12月1日以前に設置された施設については、平成13年1月14日までの間は、大気汚染防止法により、80ng-TEQ/m³Nの基準が適用される。

(6) 排水のダイオキシン類排出基準

単位：pg-TEQ/l

特定施設の種類の	新設する施設	既に設置している施設の排出基準		
		平成12.1.15～平成13.1.14	平成13.1.15～平成15.1.14	平成15.1.15～
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用の塩素系漂白施設	10	基準の適用を 猶予	10	
塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設				
アルミニウム・同合金製造用の溶解炉、乾燥炉又は焙焼炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			20	10
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設（焼却能力50Kg/時以上）			50	10
PCB分解施設及びPCB洗浄施設			10	
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設				
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設				

(7) ダイオキシン類に係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準(大気汚染防止法)

(単位:ng-TEQ/m³_N)

指定物質排出施設		指定物質抑制基準			
		新 設	既 設		
			平成9年 12月1日 ▼ 平成10年 11月30日	平成10年 12月1日 ▼ 平成14年 11月30日	平成14年 12月1日 以 降
製鋼用電気炉(変圧器定格1,000kVA以上)	0.5	基 準 の 適 用 猶 予	80	5	
廃棄物焼却炉(火格子面積2㎡以上または焼却能力200kg/時以上)	200kg/時以上 2,000kg/時未満			5	10
	2,000kg/時以上 4,000kg/時未満			1	5
	4,000kg/時以上			0.1	1

注1) 指定物質抑制基準は、排出口における濃度基準として定められています。

注2) 用語

①TEQ: ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算したもの

②ng(ナノグラム): 10億分の1gを表わす単位

③m³_N(立方メートルノルマル): 0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

(8) 小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱(東京都環境確保条例)

区 分	新設焼却炉	既設焼却炉		
適用年月日	平成10年9月1日以降	平成11年7月1日 ～平成12年3月31日	平成12年4月1日 ～平成14年11月30日	平成14年12月1日以降
ばいじん (g/m ³ _N)	0.15	※	0.25	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	5	80		10

小型焼却炉: 火格子面積が0.5㎡以上(東京都環境確保条例対象)又は同等の能力を持つ焼却炉

※ 東京都環境確保条例により、0.25から0.50g/m³_N

(9) 有害ガス規制基準(東京都環境確保条例)

別表第7号数	有害ガス規制対象物質	基準値(mg/m ³ N)	基準制定年月日	基準施行年月日
1	フッ素及びその化合物	9	S. 45. 3. 3	S. 45. 4. 1
2	シアン化水素	6	S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
3	ホルムアルデヒド	70	S. 47. 3. 27	S. 47. 4. 1
4	塩化水素	40	S. 45. 3. 3	S. 45. 4. 1
5	アクロレイン	10	S. 49. 3. 30	S. 50. 1. 1
6	塩素	30	S. 47. 3. 27	S. 47. 4. 1
7	臭素及びその化合物	70	S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
7-2	臭化メチル	200	S. 52. 3. 30	S. 52. 10. 1
8	窒素酸化物	200	S. 45. 3. 3	S. 45. 4. 1
9	フェノール	200	S. 49. 3. 30	S. 50. 1. 1
10	硫酸(三酸化いおうを含む)	1	S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
11	クロム化合物	0.25	S. 45. 3. 3	S. 45. 4. 1
12	塩化スルホン酸	1	S. 49. 3. 30	S. 50. 1. 1
13	ピリジン	40	S. 49. 3. 30	S. 50. 1. 1
14	スチレン	200	S. 49. 3. 30	S. 50. 1. 1
15	エチレン	300	S. 50. 10. 22	S. 51. 4. 1
16	二硫化炭素	100	S. 50. 10. 22	S. 51. 4. 1
17	クロロピクリン	40	S. 50. 10. 22	S. 51. 4. 1
18	ジクロロメタン	200	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
19	1,2-ジクロロエタン	200	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
20	クロロホルム	200	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
21	塩化ビニルモノマー	100	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
22	酸化エチレン	90	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
23	ヒ素及びその化合物	0.05	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
24	マンガン及びその化合物	0.05	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
25	ニッケル及びその化合物	0.05	H. 12. 12. 22	H. 13. 4. 1
26	カドミウム及びその化合物	1	S. 47. 3. 27	S. 47. 4. 1
27	鉛及びその化合物	10	S. 47. 3. 27	S. 47. 4. 1
28	メタノール	これらの物質の 合計が800 ただし ベンゼン100 トリクロロエチン300 テトラクロロエチン300 トリクロロエチレン200 トルエン200 酢酸メチル 酢酸エチル 酢酸ブチル 以上含まれないこと	S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	イソアミルアルコール		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	イソプロピルアルコール		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	アセトン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	メチルエチルケトン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	メチルイソブチルケトン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	ベンゼン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	トルエン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	キシレン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	トリクロロエチレン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	テトラクロロエチレン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	酢酸メチル		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	酢酸エチル		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	酢酸ブチル		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1
	ヘキサン		S. 48. 6. 1	S. 49. 3. 1

注1) 基準値は、1作業期間の平均の濃度としている。

注2) 基準制定年月日及び基準施行年月日欄は、旧公害防止条例・同施行規則を含め、有害ガス等の規制基準値が最初に定められた日付を掲げた。環境確保条例における有害ガス規制基準は、全ての物質について基準制定H. 12. 12. 22、基準施行H. 13. 4. 1である。

2. 水 質

(1) 環境基準(環境基本法)

① 人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域および地下水

単位：mg/L

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.01以下	検出されないこと	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下	検出されないこと
項目	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.02以下	0.04以下	1以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006以下	0.03以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
基準値	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下		

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川(湖沼を除く)

	利用目的の適応性	基 準 値					当該水域
		p H	B O D	S S	D O	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級水浴び及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2mg/L以下	同上	同上	1000MPN/100mL 以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3mg/L以下	同上	5mg/L以上	5000MPN/100mL 以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5mg/L以下	50mg/L以下	同上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	同上	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	同上	—	

注) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)
農業利用水点については、pH 6.0以上7.5以下、D0 5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)

(イ) 湖沼（天然湖沼および貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

	利用目的の適応性	基準値					当該水域
		pH	COD	SS	DO	大腸菌数	
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3mg/L 以下	5mg/L 以下	同上	1000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	同上	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

注) 水産1級、水産2級および水産3級については、当分の間、SSの項目の基準値は適用しない

(ウ) 海域

	利用目的の適応性	基準値					当該水域
		pH	COD	DO	大腸菌数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、自然環境保全およびB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの	同上	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	同上	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

③ 東京都内の河川における環境基準水質類型の指定状況

水 域 名	河 川 名	類型
多摩川水域	多摩川上流（１）（和田橋より上流）	AA
	多摩川上流（２）（和田橋から拝島橋まで）	A
	多摩川中流・下流（拝島橋より下流）	B
	秋川、日原川	AA
	平井川、北秋川、養沢川、城山川、湯殿川、浅川（さいかち堰から上流）	A
	谷地川、浅川（さいかち堰から下流）、大栗川、残堀川、程久保川、南浅川	B
	案内川、三沢川（神奈川県境から上流）	C
	野川、仙川	D
	川口川	E
荒川水域	隅田川	C
	神田川、石神井川、日本橋川、黒目川（埼玉県境から上流）、横十間川、大横川、北十間川、堅川、小名木川、旧中川	C
	新河岸川（埼玉県境から下流）、白子川（埼玉県境から上流）	D
	柳瀬川（埼玉県境から上流）、空堀川	E
	荒川下流（秋ヶ瀬取水堰より下流）	C
	成木川	A
	黒沢川、霞川（埼玉県境から上流）	B
	中川中流（元荒川合流点から花畑川分岐点まで）	C
	中川下流（花畑川分岐点より下流）	C
	新中川、新川	C
綾瀬川（古綾瀬川合流点より下流）	E	
江戸川水域	江戸川上流（栗山取水口より上流）	A
	江戸川中流（栗山取水口から江戸川水門まで）	B
	江戸川下流（１）（江戸川水門より下流）	C
	江戸川下流（２）（江戸川旧川）	C
城南河川水域	内川	C
	呑川、目黒川、古川	D
	立会川	E
鶴見川・境川	恩田川（神奈川県境から上流）	C
	鶴見川上流（神奈川県境から上流）	D
	境川（神奈川県境から上流）	D

3. 騒音

(1) 環境基準（環境基本法）

(単位：デシベル)

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	一般地域	60以下	50以下
	これらに接する地先、水面	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 1 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

備考	昼間	夜間
	70デシベル以下	65デシベル以下
	1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等の道路であり、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する道路 15メートルまでの範囲 ・2車線を超える車線を有する道路 20メートルまでの範囲	
	2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかわる基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(2) 特定工場等規制基準（騒音規制法）

単位：デシベル

区域	該当地域	時間の区分			
		朝 6時～8時	昼間 第1種、第2種区域 8時～19時 第3種、第4種区域 8時～20時	夕 第1種、第2種区域 19時～23時 第3種、第4種区域 20時～23時	夜間 23時～6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 AA地域	40	45	40	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	45	50	45	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55	60	55	50
第4種区域	工業地域	60	70	60	55

(3)工場・指定作業場規制基準(東京都環境確保条例)

単位:デシベル

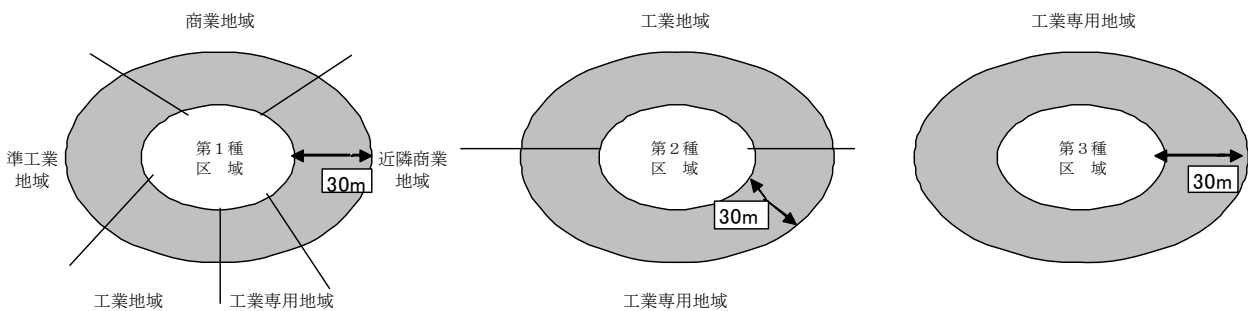
区域	該当地域	時間の区分			
		朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 A A 地域 他	40	45	40	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 他	45	50	45	45
区域	該当地域	朝 6時～8時	昼間 8時～20時	夕 20時～23時	夜間 23時～6時
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第二特別地域 他	55	60	55	50
第4種区域	工業地域 第三特別地域 他	60	70	60	55

注)

・第1特別地域とは第1種区域に接する下の [] で示す地域

・第2特別地域とは第2種区域に接する下の [] で示す地域

・第3特別地域とは第3種区域に接する下の [] で示す地域



(4)日常生活に適用する規制基準(東京都環境確保条例)

単位:デシベル

区域	該当地域	時間の区分			
		朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種文教地区 A A 地域 他	40	45	40	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 他	45	50	45	45
区域	該当地域	朝 6時～8時	昼間 8時～20時	夕 20時～23時	夜間 23時～6時
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 他	55	60	55	50
第4種区域	商業地域で知事が指定する地域	60	70	60	55

(5)特定建設作業勧告基準(騒音規制法)

建設作業の種類	基準の内容 敷地境界線における音量 (デシベル)	作業時間 1号区域 (2号区域)	1日における 延べ作業時間 1号区域 (2号区域)	同一場所における 連続作業期間 1号区域 (2号区域)	日曜・休日における作業
くい打機 (もんけんを除く) くい 抜機またはくい打くい抜機 (圧入 式を除く) を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 ※1 空気圧縮機 (電動機以外の原動機 を用い定格出力15kw以上) を使用 する作業 (さく岩機用は除く) コンクリートプラント (混練容量 0.45m ³ 以上) アスファルトプラント (混練重量200Kg以上) を設 けて行う作業 バックホウ (低騒音型以外の定格 出力80kw以上) を使用する作業 トラクターショベル (低騒音型以 外の定格出力70kw以上) を使用す る作業 ブルドーザー (低騒音型以外の定 格出力40kw以上) を使用する作業	85	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態による緊急に行う必要がある場合 ロ. 生命、身体の危険を防止する場合 ハ. 鉄道・軌道の正常運行を確保する場合 ニ. 道路法による道路占用許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間 (休日) 指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合		イ. ロ. ハ. ニ		イ. ロ	イ. ロ. ハ. ニ. ホ

注) 1、※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域。

2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以遠の区域。

工業地域のない文京区内は全て1号区域です。

3、この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

(6)指定建設作業勧告基準(東京都環境確保条例)

建設作業の種類	基準の内容 敷地境界線における音量 (デシベル)	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所における 連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	
もんけん以外のくい打機又は穿孔機を使用するくい打設作業	80	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業					
さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業 ※1					
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ※1					
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 ※1					
コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業 ※3		※3 7時～21時 (6時～23時)			
原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く。)	7時～19時 (6時～22時)				
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体又は破壊する作業 ※2	85				
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態による緊急に行う必要がある場合 ロ. 生命、身体の危険を防止する場合 ハ. 鉄道・軌道の正常運行を確保する場合 ニ. 道路法による道路占用許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ヘ. 商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合		イ.ロ.ハ.ニ	イ.ロ		イ.ロ.ハ.ニ. ホ.ヘ

(注) 1、※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機を使用する作業を除く。

※3 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。

2、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域。

2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等のおおむね80m以外の区域。

工業地域のない文京区内は全て1号区域です。

3、この基準は、作業を開始した日に終る建設作業には適用しない。

(7) 自動車騒音の限度（騒音規制法）

単位：デシベル(等価騒音レベル)

区域 の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間（6時から22時）	夜間（22時から翌6時）
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接する区域	75	70
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
		近接する区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接する区域	75	70

注)

・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・近接する区域とは、幹線交通を担う、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道の道路敷地境界線から、2車線以下の車線を有する場合は15m、2車線を越える車線を有する場合は20mまでの範囲をいう。

4. 振動

(1) 特定工場等の規制基準(振動規制法)

単位：デシベル

	区 域	時間の区分	敷地境界線における基準	備考 振動規制法対象施設(特定施設)
工場等の振動	第1種区域	昼 8時～19時	60	1 金属加工機械(プレス・せん断機・鍛造機ほか) 2 圧縮機(電動機定格出力7.5Kw以上のもの) 3 土石・鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(電動機定格出力7.5Kw以上のもの) 4 織機(原動機を用いるものに限る) 5 コンクリートブロックマシン等 6 木材加工機(ドラムバーカー・チップパー) 7 印刷機(電動機定格出力2.2Kw以上のもの) 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 9 合成樹脂用射出成形機 10 鋳造型機
		夜 19時～8時	55	
	第2種区域	昼 8時～20時	65	
		夜 20時～8時	60	

- 注) 1. 第1種区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定めのない地域。
2. 第2種区域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。

(2) 工場等の規制基準(東京都環境確保条例)

単位：デシベル

	区 域	該 当 地 域	時間の区分	敷地境界線における基準
工場 指定作業場 日常生活	第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種住居低層専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	8時～19時	60
		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域	19時～8時	55
	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時～20時	65
			20時～8時	60

(3) 道路交通振動の要請限度値(振動規制法)

単位：デシベル

区 域	該 当 地 域	時間の区分	公安委員会への要請値
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域	8時～19時	65
		19時～8時	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時～20時	70
		20時～8時	65

(4) 特定建設作業勧告基準(振動規制法)

建設作業の種類	基準の内容 敷地境界線における振動 (デシベル)	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所における 連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	
くい打機(もんけん及び圧入式 くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く)または はくい打くい抜機(圧入式くい 打くい抜機を除く。)を使用する 作業	75	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
ブレーカー(手持式のもの を除く)を使用する作業 ※1					
鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業					
舗装版破砕機を使用する作業 ※1					
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態による緊急に行う必要がある場合 ロ. 生命、身体の危険を防止する場合 ハ. 鉄軌道正常運行確保 ニ. 鉄道・軌道の正常運行を確保する場合 ホ. 道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 ヘ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合		イ. ロ. ハ. ニ. ホ	イ. ロ	イ. ロ. ハ. ニ. ホ. ヘ	

注) 1、※1：作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係わる二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

- 1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域。
- 2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以遠の区域。工業地域のない文京区内は全て1号区域です。
- この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

(5) 指定建設作業勧告基準(東京都環境確保条例)

建設作業の種類	基準の内容 敷地境界線における振動 (デシベル)	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所における 連続作業期間	日曜・休日における 作業
		1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	
もんけん以外のくい打機又は穿孔機を使用するくい打設作業	70	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁止
さく岩機(手持式のものを除く) ※1					
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ※1	65	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁止
空気圧縮機(原動機の定格出力が15kw以上)を使用する作業(さく岩機の動力に使用する作業を除く。)					
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 ※1	70	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁止
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体又は破壊する作業 ※2	75				
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態による緊急に行う必要がある場合 ロ. 生命、身体の危険を防止する場合 ハ. 鉄道・軌道の正常運行を確保する場合 ニ. 道路法による道路占用許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ヘ. 商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合		イ. ロ. ハ. ニ		イ. ロ	イ. ロ. ハ. ニ. ホ. ヘ

注) 1、※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機を使用する作業を除く。

※3 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。

- 2、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等のおおむね80m以遠の区域。
工業地域のない文京区内は全て1号区域です。

3、この基準は、作業を開始した日に終る建設作業には適用しない。

5. 土壌

土壌の汚染に係る環境基準(環境基本法)

項 目	環 境 基 準 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

6 地盤沈下

(1)建築用地下水揚水規制(建築物用地下水の採取の規制に関する法律)

規制地域	ストレーナーの位置	吐出口の断面積	備考
足立(荒川左岸)・葛飾・江戸川(荒川左岸)	650m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下 (参考：丸パイプの場合 内径φ27.6mm～φ51.7mm 白ガス管SGP 32A～40A 配管用ステンレス管 30su～50su)	建築物用地下水とは、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、浴室の床面積の合計が150m ² を超える公衆浴場の用に供する地下水をいう。
墨田・江東・北・荒川・板橋・練馬・足立(荒川右岸)・江戸川(荒川右岸)	550m以深		
千代田・中央・港・新宿・文京・台東・豊島・渋谷・中野・杉並・	500m以深		
品川・目黒・大田・世田谷	400m以深		

(2)地下水揚水規制(東京都環境確保条例)

規制地域	ストレーナーの位置	吐出口の断面積	備考
足立(荒川左岸)・葛飾・江戸川(荒川左岸)	650m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下 (参考：丸パイプの場合 内径φ27.6mm～φ51.7mm 白ガス管SGP 32A～40A 配管用ステンレス管 30su～50su)	工場用 (工業用地下水)
墨田・江東・北・荒川(荒川右岸)・板橋・練馬・江戸川(荒川右岸)	550m以深		
千代田・中央・港・新宿・文京・台東・豊島・渋谷・中野・杉並 武蔵野・三鷹・小金井・小平・東村山・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京	500m以深		
品川・目黒・大田・世田谷 八王子・立川・青梅・府中・昭島・調布・町田・日野・国分寺・国立・福生・狛江・多摩・稲城・羽村・あきる野 瑞穂・日の出	400m以深		

7. 深夜営業・作業

深夜営業の制限(東京都環境確保条例)

単位：デシベル

区域	該当地域	深夜 23時～6時 敷地境界における音量	対象営業及び作業
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 A A 地域 他	40	飲食店営業 喫茶店営業 ガソリンスタンド営業
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 他	45	液化石油ガススタンド営業 ボーリング場営業 パティンセンター営業
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第二特別地域 他	55	スイミングプール営業 ゴルフ練習場営業 小売業(売場面積250㎡以上の小売業)
第4種区域	工業地域 第三特別地域 他	60	材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業

ぶんきょうの環境

発行：文京区資源環境部環境対策課

平成20年2月